

## 川崎市介護予防・日常生活支援総合事業等 説明会 次第

日時：平成 28 年 2 月 12 日（金）

第 1 回 10:00~12:00

（対象：居宅介護支援事業所）

第 2 回 16:00~18:30

（対象：訪問・通所介護事業所）

場所：多摩市民館大ホール

日時：平成 28 年 2 月 15 日（月）

13:30~16:30

（対象：地域包括支援センター）

場所：川崎市生涯学習プラザ大会議室

- 1 開 会
- 2 挨 拶

### 3 説明内容

#### （1）川崎市介護予防・日常生活支援総合事業

【説明】川崎市 地域包括ケア推進室 介護予防担当

- a. 川崎市介護予防・日常生活支援総合事業の業務実施について
- b. 川崎市介護予防・日常生活支援総合事業実施に伴う  
介護予防ケアマネジメント事務について
- c. 川崎市介護予防・日常生活支援総合事業に係る事業者指定等の手続きについて
- d. 川崎市介護予防・日常生活支援総合事業の請求事務について

#### （2）地域密着型通所介護

【説明】川崎市 高齢者事業推進課 事業者指定係

- a. 小規模通所介護の移行について

### 4 閉 会

#### 【資料一覧】

- 資料 1 : 川崎市介護予防・日常生活支援総合事業説明会資料一式  
資料 2 : 川崎市介護予防・日常生活支援総合事業請求事務について  
資料 3 : (地域密着型通所介護) 小規模通所介護の移行について



## 川崎市

# 介護予防・日常生活支援総合事業 業務実施について

『地域包括支援センター・居宅介護支援事業所・サービス提供事業所・  
各区役所高齢・障害課 各地区健康福祉ステーション 用』

本資料は、「業務実施マニュアル」として、  
28年3月中に川崎市のホームページにアップ予定。

川崎市健康福祉局地域包括ケア推進室

平成28年2月 説明会資料

## 目次

---

この資料における用語の定義	P 3
平成 28 年 4 月～川崎市総合事業開始後のサービス概要	P 4
1. 平成 28 年 4 月～総合事業開始に伴う主な変更点	P 5
(サービス利用の流れ (要支援者))	P 8
(新たな対象者区分「事業対象者」手続き)	P 14
(総合事業開始後の居宅 (介護予防) サービス計画作成依頼届出書)	P 24
(サービス費等の請求方法)	P 30
2. 総合事業開始に伴う注意点等のまとめ	P 31
3. 『川崎市内事業所向け』他市町村被保険者への総合事業サービスの提供	P 35
4. 『川崎市外事業所向け』川崎市の被保険者への総合事業サービスの提供	P 41
5. 川崎市総合事業開始に向けた準備 (地域包括支援センター・サービス提供事業所)	P 47

## この資料における用語の定義

### ○総合事業

川崎市において平成 28 年 4 月から実施する介護予防・日常生活支援総合事業（法第 115 条の 45 第 1 項）のことをいう。

### ○事業対象者

総合事業実施に伴い新設される基本チェックリストを用いた簡易な手続きにより判定される要支援者に相当する状態等の者をいう。

「事業対象者」が利用できるサービスは総合事業サービスのみとなります。

### ○総合事業サービス

要支援者・事業対象者が対象となる介護保険制度上の市町村が行う地域支援事業。川崎市において平成 28 年 4 月から開始する訪問型サービス（法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号イ）と通所型サービス（法同号ロ）の総称をいう。

平成 28 年度から実施する川崎市の総合事業サービスは現行の保険給付と同様、すべて川崎市が指定した事業者によるサービス提供となります。また審査・支払も原則現行同様、国保連合会を活用するものになります。

事業	内容
訪問型サービス（第 1 号訪問事業）	要支援者・事業対象者に対し、掃除、洗濯などの日常生活上の支援を提供
通所型サービス（第 1 号通所事業）	要支援者・事業対象者に対し、機能訓練や集いの場など日常生活上の支援を提供

### ○予防給付

要支援者が対象となる介護保険の保険給付。

総合事業実施に伴い、要支援者で「認定有効開始年月日」が平成 28 年 4 月 1 日以降の日付の方については、予防給付の「介護予防訪問介護」と「介護予防通所介護」の代わりに総合事業サービスによる「訪問型サービス」または「通所型サービス」の提供が行われます。

### ○介護給付

要介護者が対象となる介護保険の保険給付。

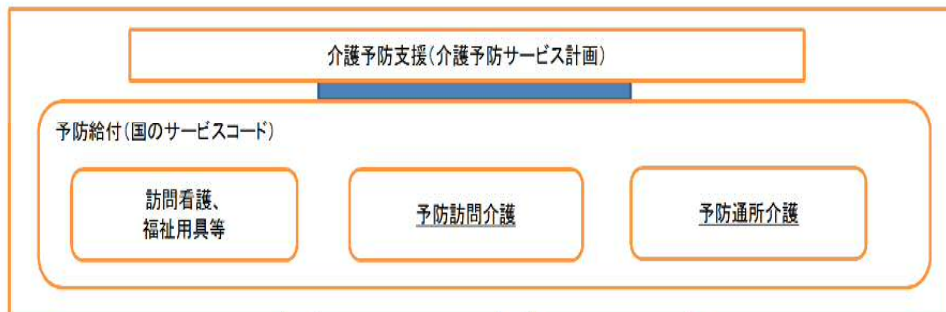
### ○介護予防ケアマネジメント

要支援者・事業対象者が総合事業サービスのみを利用する場合、現行の介護予防支援と同様に地域包括支援センター等がケアプランの作成やサービス事業所との連絡・調整などを行うことをいう。（第 1 号介護予防支援事業、法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号二）

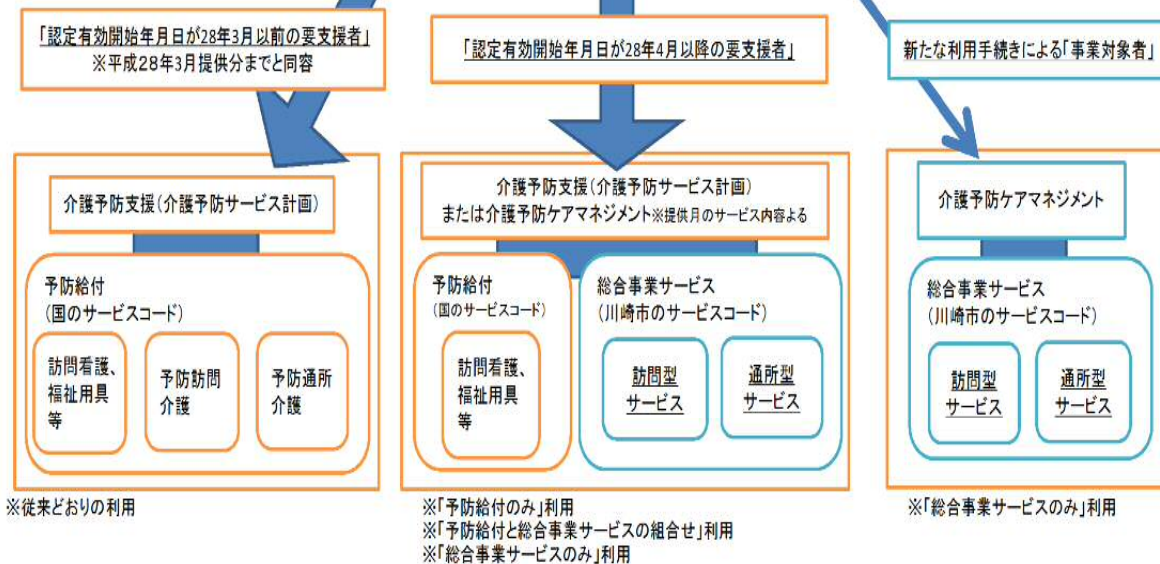
現行の介護予防支援と同様、利用者に対して、状況に応じて、その選択に基づき、適切な事業が効率的に提供されるよう、専門的視点から必要な援助を行うもの。

## 平成28年4月～川崎市総合事業開始後のサービス概要

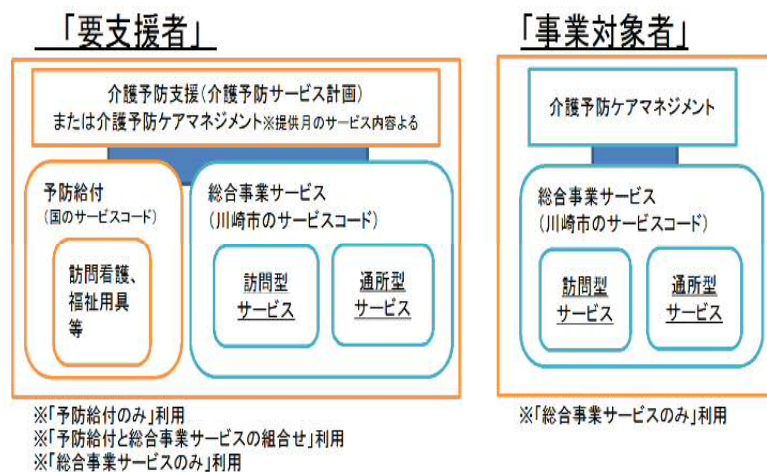
### 平成28年3月提供分まで



### 平成28年4月提供分以降



### 平成29年4月提供分以降



**1. 介護予防・日常生活支援総合事業開始に伴う**  
**現行との主な変更点**

## 平成 28 年 4 月～総合事業開始に伴う主な変更点

1. 「認定有効期間の開始年月日が 28 年 4 月以降の要支援者」が利用する現行の予防訪問・予防通所介護に代わり、『訪問型サービス・通所型サービス（総合事業サービス）』の提供になります。

- ⇒ 要介護（要支援）認定申請に係る手続きは従来どおり変更はありません。
- ⇒ 要支援者も総合事業サービス利用ができます。（『事業対象者』手続きは不要）

2. 総合事業サービスのみを迅速に利用できる「新たな利用手続き」による対象者区分『事業対象者』が新設されます。

- ⇒ 「新たな利用手続き」による対象者区分『事業対象者』が新設されます。
- ⇒ 事業対象者用の「介護予防ケアマネジメント依頼届出書」が新設されます。

3. 28 年 4 月提供分以降、現行の介護予防支援費（介護予防サービス計画作成費）に相当する『介護予防ケアマネジメント費』が新設されます。

- ⇒ 『介護予防ケアマネジメント費』は市町村に請求します（審査支払は国保連）。
- ⇒ 合計単位数等は「介護予防支援費」と同じです。
- ⇒ 提供月において要支援者が総合事業サービスと併せて予防給付を利用する場合は、従来どおり「介護予防支援費」の請求になります。
- ⇒ 総合事業サービスは自己作成によるサービス提供はできません。

4. 「認定有効期間の開始年月日が 28 年 4 月以降の要支援者」が「訪問型サービス・通所型サービス（総合事業サービス）」を利用した場合は、総合事業用の請求様式で『川崎市総合事業のサービスコード』により国保連合会へ請求します。

- ⇒ 「認定有効開始年月日が 28 年 3 月以前の要支援者」については、従来どおり、現行の予防訪問介護・予防通所介護のサービスコードを利用します。
- ⇒ 国保連合会への請求方法・処理日程は従来どおり変更ありません。
- ⇒ 29 年 4 月提供分以降は、現行の予防訪問介護・予防通所介護のサービスコードの利用は原則不可となります。

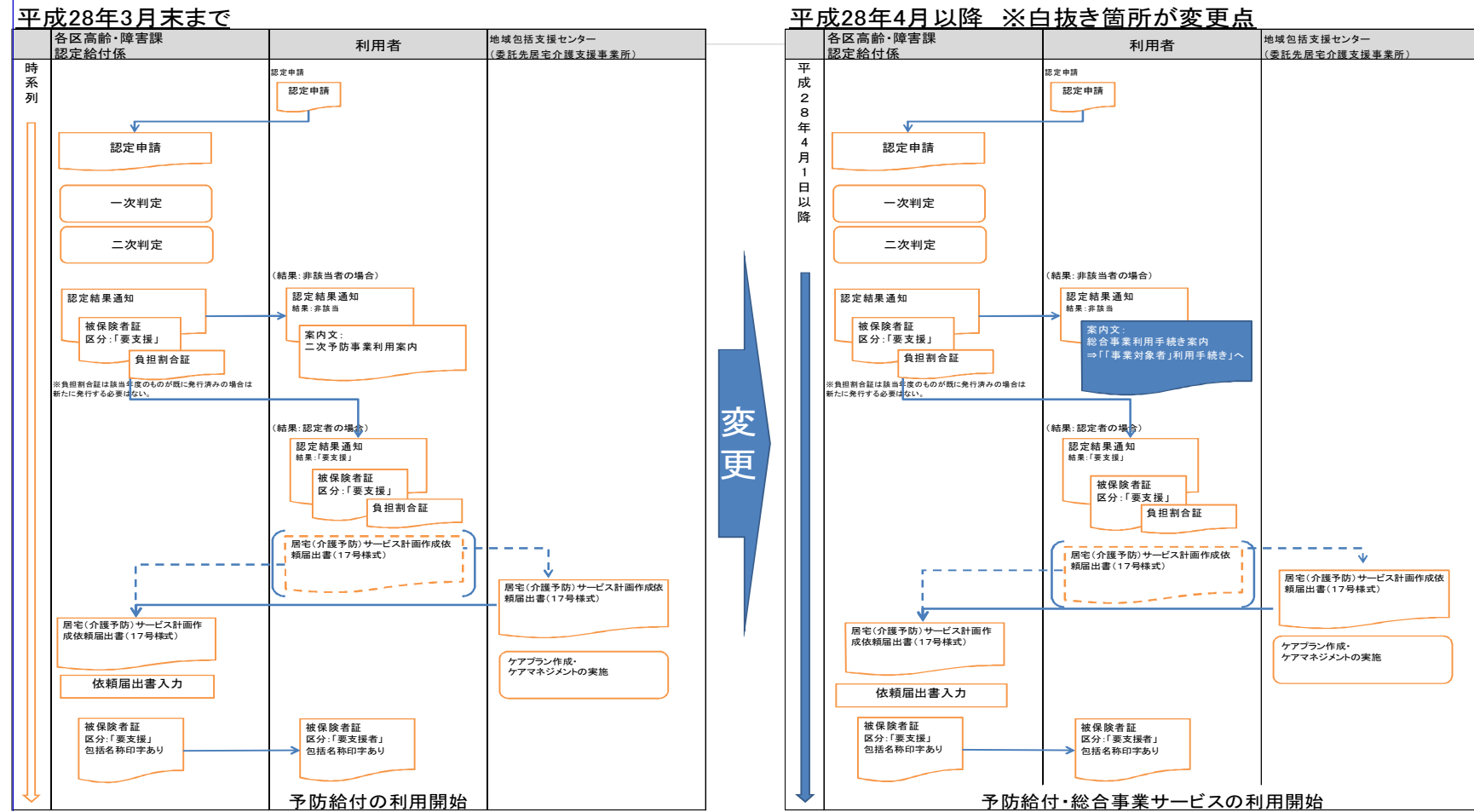


空白のページ

1. 「認定有効期間の開始年月日が28年4月以降の要支援者」が利用する現行の予防訪問・予防通所介護に代わり、『訪問型サービス・通所型サービス（総合事業サービス）』の提供になります。

- ⇒ 要介護（要支援）認定申請に係る手続きは従来どおり変更はありません。
- ⇒ 要支援者も総合事業サービス利用ができます。（『事業対象者』手続きは不要）

総合事業開始後の『新規申請による要支援者』のサービス利用までの基本的な流れ



現行との主な変更点 (サービス利用の流れ)

## 現行との主な変更点（サービス利用の流れ）

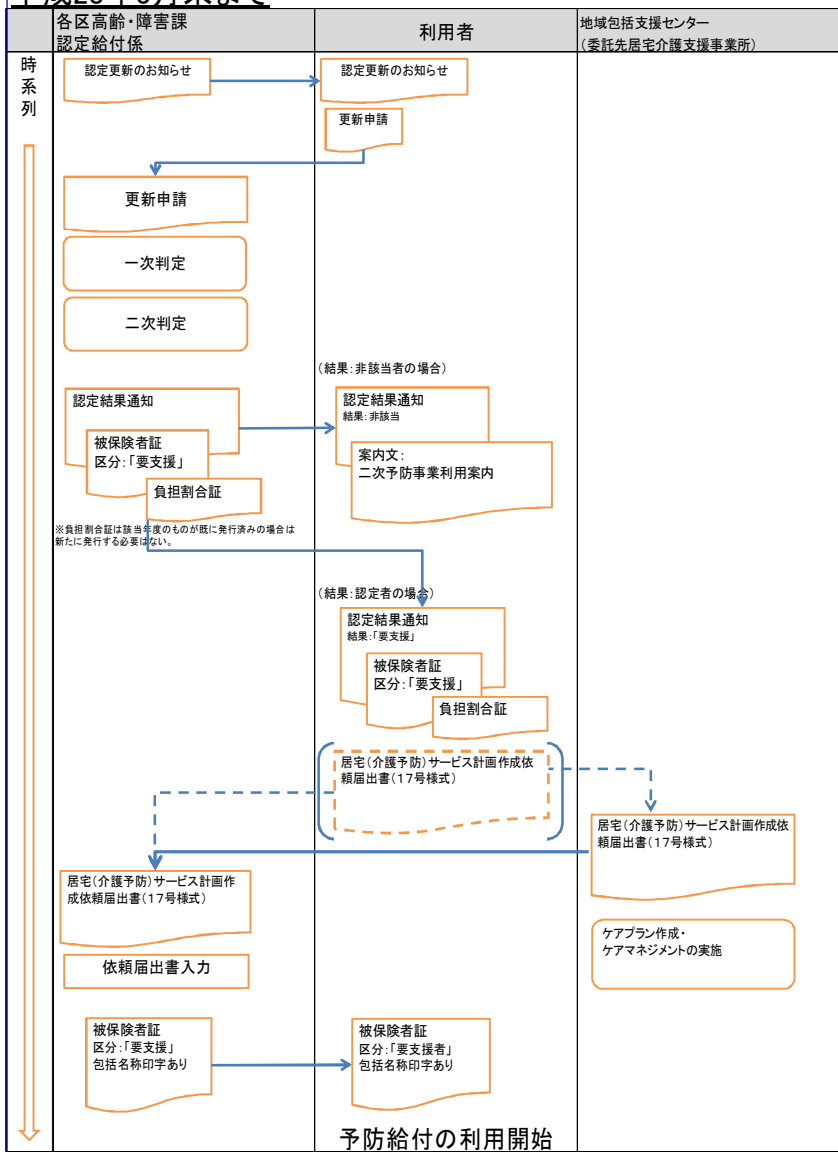
### 総合事業開始後の『新規申請による要支援者』のサービス利用までの基本的な流れ

要介護（要支援）認定に係る手続きは従来と変わりません。

- ① 本人・家族等が住所管轄の区役所高齢・障害課・地区健康福祉ステーションに要介護（要支援）認定申請を行う
- ② 区役所高齢・障害課・地区健康福祉ステーションにて、従来どおり認定結果に応じた処理を行う。
  - （要介護認定者）従来どおり介護給付の利用
  - （要支援認定者）従来どおりの処理を行う
  - （認定非該当者）区役所高齢・障害課・地区健康福祉ステーションは「事業対象者」の手続き案内を非該当結果通知に同封して本人・家族等に通知する。
- ↓
  - 「事業対象者」の手続きを希望する本人・家族等は『総合事業サービスのみのみ利用できる「新たな利用手続き」の流れ』にもとづき手続きを行う
- ③ 本人・家族または地域包括支援センター（代理）等が対象者住所管轄の区役所高齢・障害課・地区健康福祉ステーションに「居室（介護予防）サービス計画作成依頼届出書（第17号様式）」※などを提出する。  
※従来の「居室（介護予防）サービス計画作成依頼届出書」の提出と作業は同じです。
- ④ 区役所高齢・障害課・地区健康福祉ステーションにて
  - 「居室（介護予防）サービス計画作成依頼届出書」情報の入力（登録）
  - 「地域包括支援センター名称・届出年月日」が記載された介護保険被保険者証を対象者に交付（または後日郵送）※④処理内容も従来どおりです。
- ⑤ 対象者が介護保険被保険者証などを受領
- ⑥ 「居室（介護予防）サービス計画作成依頼届出書」に記載のされた地域包括支援センターまたは委託先居室介護支援事業所にてケアマネジメント（ケアプラン作成等）を実施  
※⑥の対応も従来どおりです。
- ⑦ 対象者が予防給付または総合事業サービス利用開始

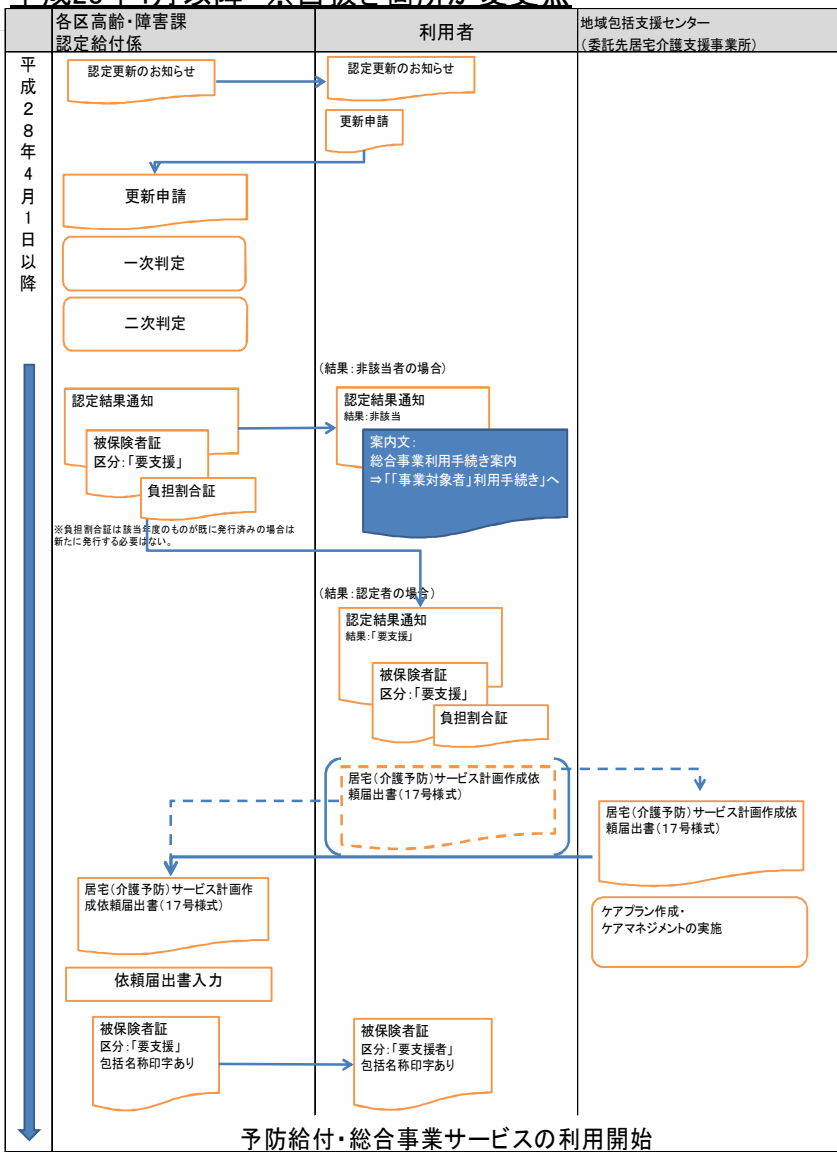
総合事業開始後の『更新申請による要支援者』のサービス利用までの基本的な流れ

平成28年3月末まで



変更

平成28年4月以降 ※白抜き箇所が変更点



現行との主な変更点 (サービス利用の流れ)

## 現行との主な変更点（サービス利用の流れ）

### 総合事業開始後の『更新申請による要支援者』のサービス利用までの基本的な流れ

#### 要介護（要支援）認定に係る更新申請手続きは従来と変わりません。

- ① 区役所高齢・障害課・地区健康福祉ステーションにて、従来どおり更新申請のお知らせ処理を行う。
- ② 本人・家族等が住所管轄の区役所高齢・障害課・地区健康福祉ステーションに要介護（要支援）認定更新申請を行う
- ③ 区役所高齢・障害課・地区健康福祉ステーションにて、従来どおり認定結果に応じた処理を行う。
  - （要介護認定者）  
従来どおりの処理を行う→従来どおり介護給付の利用
  - （要支援認定者）  
従来どおりの処理を行う
  - （認定非該当者）  
区役所高齢・障害課・地区健康福祉ステーションは「事業対象者」の手続き案内を非該当結果通知に同封して本人・家族等に通知する  
↓  
「事業対象者」の手続きを希望する本人・家族等は  
『総合事業サービスのみが利用できる「新たな利用手続き」の流れ』にもとづき手続きを行う
- ④ 本人・家族または地域包括支援センター（代理）等が対象者住所管轄の区役所高齢・障害課・地区健康福祉ステーションに「居宅（介護予防）サービス計画作成依頼届出書（第17号様式）」※などを提出する。  
※従来の「居宅（介護予防）サービス計画作成依頼届出書」の提出と作業は同じです。
- ⑤ 区役所高齢・障害課・地区健康福祉ステーションにて  
○「居宅（介護予防）サービス計画作成依頼届出書」情報の入力（登録）  
○「地域包括支援センター名称・届出年月日」が記載された介護保険被保険者証を対象者に交付（または後日郵送）  
※⑤処理内容も従来どおりです。
- ⑥ 対象者が介護保険被保険者証などを受領
- ⑦ 「居宅（介護予防）サービス計画作成依頼届出書」に記載のされた地域包括支援センターまたは委託先居宅介護支援事業所にてケアマネジメント（ケアプラン作成等）を実施  
※⑦の対応も従来どおりです。
- ⑧ 対象者が予防給付または総合事業サービス利用開始

## 現行との主な変更点（サービス利用の流れ）

（更新申請により結果が『要支援』と認定された

認定有効期間開始日が平成 28 年 4 月以降の要支援者）

対象：要支援⇒要支援

例：平成 28 年 5 月末で有効期間が終了し認定更新により 6 月から引き続き要支援

	4月	5月	6月
利用 手続き	□届出書(第17号様式)※ ※既に居宅届出 提出されているものと仮定	○更新申請	●認定結果(要支援)
認定有効 期間	要支援	5月末で認定有効期間が終了→更新	要支援
被保証		■交付(要支援・包括名称有)	
利用可能 サービス	予防給付(認定有効開始年月日が28年3月以前の利用者)のみ		予防給付または総合事業サービス 更新後から 総合事業サービスコード

従来  
どおり

- 要支援者も総合事業サービスを利用できるため、「事業対象者」の手続きは不要。
- 更新申請等により認定有効期間開始日が平成 28 年 4 月以降の日付となった「要支援者」から従来の「介護予防訪問介護」または「介護予防通所介護」に代わり、総合事業による「訪問型サービス」または「通所型サービス」の利用（請求）となります。
- 予防給付の「訪問介護」または「通所介護」の利用（請求）については、平成 28 年度中の要支援認定有効期間終了日までは「予防給付」を利用（請求）。
- この場合、従前どおり居宅（介護予防）サービス計画作成依頼届出書はケアプラン作成者に変更がない限り提出の必要はありません。

※直近では 28 年 3 月末日で認定有効期間が終了し、更新申請等により 28 年 4 月 1 日の要支援認定有効期間を有している利用者から予防給付の「介護予防訪問介護」または「介護予防通所介護」に代わる本市総合事業の「訪問型サービス」または「通所型サービス」の利用（請求）となります（請求コードが変わります）。

※「認定有効開始年月日が 28 年 3 月以前の要支援者」の認定有効期間は最大で 1 年間であるため、有効期間が 29 年 3 月末の方の更新により 29 年 4 月提供分以降すべての要支援者の予防給付の「介護予防訪問介護」または「介護予防通所介護」が本市総合事業の「訪問型サービス」または「通所型サービス」の利用（請求）となります。

## 現行との主な変更点（サービス利用の流れ）

（前ページから続く）

対象：要介護⇒要支援

例：平成 28 年 5 月末で有効期間が終了し認定更新により 6 月から要支援

	4月	5月	6月
利用 手続き	□届出書(第17号様式)※ ※既に居宅届出 提出されているものと仮定 ○更新申請	●認定結果(要支援)	□届出書(第17号様式) 提供前の提出漏れに ご注意ください。
認定有効 期間	要介護	5月末で認定有効期間が終了→更新	要支援
被保証		■交付(要支援・居宅名称有)	■交付(要支援・包括名称有)
利用可能 サービス	介護給付		予防給付または総合事業サービス

従来  
どおり

○要支援者も総合事業サービスを利用できるため、「事業対象者」の手続きは不要。

○総合事業サービスは自己作成によるサービス提供はできません。

これまで同様、必ずサービス提供前に管轄の区役所・地区健康福祉ステーションに居宅（介護予防）サービス計画作成依頼届出書を提出してください。（未提出の場合、サービス利用料について全額（10割）利用者の自己負担となる場合があります。）

※総合事業サービスを利用せず、予防給付のみ利用の場合は、従来どおり「自己作成」による予防給付の提供（請求）は可能です。

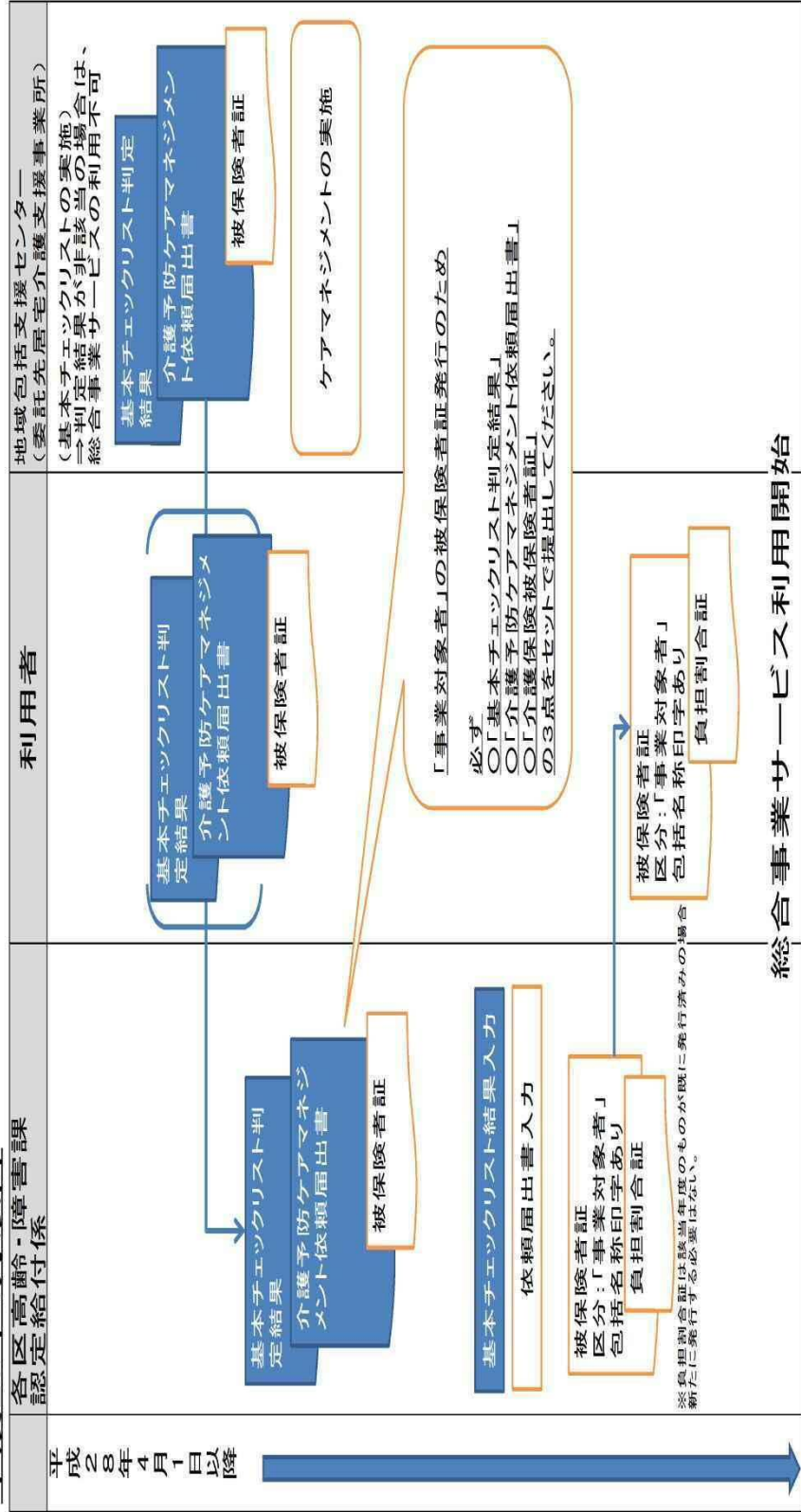
現行との主な変更点（「事業対象者」手続き）

2. 総合事業サービスのみを迅速に利用できる「新たな利用手続き」による対象者区分『事業対象者』が新設されます。

- ⇒ 「新たな利用手続き」による対象者区分『事業対象者』が新設されます。
- ⇒ 事業対象者用の「介護予防ケアマネジメント依頼届出書」が新設されます。

総合事業サービスのみが利用できる「新たな利用手続き」の流れ

平成28年4月以降





---

 現行との主な変更点（「事業対象者」手続き）
 

---

## 総合事業サービスののみが利用できる『新たな利用手続き「事業対象者」』の流れ

- ①対象者の住所管轄の地域包括支援センターで基本チェックリストの実施及び介護予防ケアマネジメントの依頼
- ②対象者住所管轄の区役所高齢・障害課・障害課・地区健康福祉ステーションに
  - 「基本チェックリスト判定結果」(該当した場合)
  - 「介護予防ケアマネジメント依頼届出書」
  - 対象者の介護保険被保険者証を提出
- ③区役所高齢・障害課・地区健康福祉ステーションにて
  - 基本チェックリスト結果情報の入力(登録)
  - 「介護予防ケアマネジメント依頼届出書」情報の入力(登録)※
    - ※入力方法・入力内容は従来の居宅(介護予防)サービス計画依頼届出書と変わりません。
- 「認定状態区分：事業対象者」の介護保険被保険者証を対象者に交付(または後日郵送)  
(お持ちになった被保険者証は回収)
- 負担割合証が発行されていない場合は、負担割合証を対象者に交付(または後日郵送)
- ④対象者が介護保険被保険者証などを受領
- ⑤「介護予防ケアマネジメント依頼届出書」に記載のされた地域包括支援センターまたは委託先居宅介護支援事業所にてケアマネジメント(ケアプラン作成等)を実施
- ⑥対象者が総合事業サービス利用開始

## 現行との主な変更点（「事業対象者」手続き）

### 「新たな利用手続き」による対象者区分「事業対象者」

#### について

（「事業対象者」となる手続きについて）

次の3点をセットで提出することで「事業対象者」の被保険者証や負担割合証（未発行の方の場合）が発行され、総合事業サービスのみの利用が可能となります。

手続きに必要なもの

- 基本チェックリスト判定による該当結果（地域包括支援センターで実施）
- 介護予防ケアマネジメント依頼届出書（平成28年度から新設）
- 介護保険被保険者証

※本市では要介護（要支援）認定結果が「非該当」の方への結果通知に併せて、これまでの二次予防事業のご案内に代わり、事業対象者手続きのご案内文を同封します。

※「基本チェックリスト判定による該当結果」のみでは「事業対象者」と認定されません。同時に介護予防ケアマネジメント依頼届出書の提出があつて「事業対象者」と認定されます。

※「事業対象者」の手続きは原則、基本チェックリスト実施日から1か月以内に行ってください。

（「事業対象者」が利用できるサービスについて）

○総合事業サービス（現行の予防訪問・予防通所介護に代わるサービス）のみが利用できます。

○総合事業サービス以外の予防給付や介護給付の利用はできませんので、予防給付や介護給付が必要な場合は、従来どおり認定申請による要介護・要支援認定が必要となります。

○2号被保険者は「事業対象者」となることができませんので、従来どおり認定申請による要介護・要支援認定が必要となります。

※本市においては新規の介護サービス利用希望者の相談があつた場合、基本チェックリストのみによる「明らかに認定申請が不要」な状態の判断が困難なため、本人が総合事業サービスのみを希望する場合を除き、従来どおり認定申請の案内を行います。

## 現行との主な変更点（「事業対象者」手続き）

（「事業対象者」の1か月あたりの支給限度額）

認定状態区分	利用可能サービス	1か月あたりの支給限度額
要介護認定者	介護給付	要介護度による(従来どおり)
要支援認定者	○予防給付のみ ○予防給付+総合事業サービス ○総合事業サービスのみ	要支援2: 10,473単位(約12万円)※従来どおり 要支援1: 5,003単位(約6万円)※従来どおり
事業対象者	総合事業サービスのみ	5,003単位(約6万円)

※本市において「事業対象者」の1か月あたりの支給限度額は例外なく5,003単位となります。

（「事業対象者」の有効期間）

「事業対象者」は有効期間の終期が無いため更新手続きなどは不要です。要介護または要支援認定者になるまで「事業対象者」として総合事業サービスのみ利用することができます。

※「事業対象者」が認定申請により要介護者または要支援者となった後、再度「事業対象者」になる場合は、改めて「基本チェックリストによる判定結果（該当）」と「介護予防ケアマネジメント依頼届出書」等の提出が必要となります。

（自立・回復等により「事業対象者」でなくなった場合）

「介護予防ケアマネジメント依頼終了届」（平成28年度から新設）の提出を行ってください。

## 現行との主な変更点（「事業対象者」手続き）

### 「事業対象者」の被保険者証（例）

※被保険者証に印字する内容は国によって定められています。

(一)		事業対象者		(二)	
介護保険被保険者証		要介護状態区分等	事業対象者	給付制限	内容
番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	認定年月日 (事業対象者の場合は、基本チェックリスト実施日)	平成 28年 4月 20日		開始年月日 平成 年 月 日 終了年月日 平成 年 月 日
住所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇〇 〇-〇	認定の有効期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日		開始年月日 平成 年 月 日 終了年月日 平成 年 月 日
フリガナ	〇〇〇 〇〇〇〇	居宅サービス等	区分支給限度基準額 平成 年 月 日～平成 年 月 日 1月当たり		開始年月日 平成 年 月 日 終了年月日 平成 年 月 日
氏名	〇〇 〇〇	（うち福祉支給限度基準額）	サービスの種類	種類	〇〇地域包括支援センター 届出年月日 平成 28年 4月 20日
生年月日	明治 大正 昭和 年 月 日	（うち福祉支給限度基準額）	種類	種類	届出年月日 平成 年 月 日
交付年月日	平成 〇〇年 〇月 〇日	認定審査委員の意見及びサービスの種類の指定			届出年月日 平成 年 月 日
保険者番号並びに保険者の名称及び印	〇 〇 〇 〇 〇 〇				介護保険施設等 種類 入所等年月日 平成 年 月 日 名称 退所等年月日 平成 年 月 日 種類 入所等年月日 平成 年 月 日 名称 退所等年月日 平成 年 月 日

「要介護状態区分等」：事業対象者  
「認定年月日」：基本チェックリスト実施日  
「認定の有効期間」：空欄  
「居宅サービス等」：空欄  
「区分支給限度基準額」：空欄

「地域包括支援センターの名称」：  
介護予防ケアマネジメント依頼届出書に記載された地域包括支援センター名称

「届出年月日」：  
介護予防ケアマネジメント依頼届出書に記載された届出年月日※

※この届出年月日が「事業対象者」としての有効開始日となります。

## 現行との主な変更点（「事業対象者」手続き）

### 「事業対象者」手続きと総合事業サービスの提供時期

◎認定結果が非該当となり、「事業対象者」の手続きを行った場合

	4月	5月	6月
利用 手続き	○ ○認定申請	●◇ ●認定結果(非該当) ◇事業対象者手続き案内文	● ●基本チェックリスト判定結果(該当)  □ □届出書(事業対象者用)
被保証		■ ■交付(非該当)	■ ■交付(包括名称有)
利用可能 サービス			▽ 総合事業サービスのみ (届出書届出日以降)

○本人の希望等により認定申請を行わず「事業対象者」の手続きを行った場合

	4月	5月	6月
利用 手続き	● ●基本チェックリスト判定結果(該当)  □ □届出書(事業対象者用)		
被保証	■ ■交付(包括名称有)		
利用可能 サービス	▽ 総合事業サービスのみ (届出書届出日以降)		

## 現行との主な変更点（「事業対象者」手続き）

### （参考 事業対象者となりうる被保険者の目安）

本市における事業対象者となりうる被保険者の想定目安（H27.12月現在の推計）

#### ◎認定結果が非該当の方

事業対象者となりうる方		①想定される 最大人数 ※参考：H26年 度実績	②1区あたり/ 月 (①/7区/12ヶ 月)	③1包括あたり /月 (①/49箇所 /12ヶ月)
認定結果が 非該当	認定結果が非該当だった方も、 ○基本チェックリストによる判定(該当) ○介護予防ケアマネジメント依頼届出書 ○介護保険被保険者証 の提出により、総合事業サービスのみ利用可能	537人	約6人	約1人

#### （参考 1）

○要支援認定をお持ちの方でこれまで予防給付の利用が無い方

事業対象者となりうる方		①想定人数 ※参考：H26年度 要支援1・2認定 者実績	②予防給付 未利用割合 ※地ケア室調べ	③想定される 最大人数	④1区あたり/月 (③/7区/12ヶ 月)	⑤1包括あたり/ 月 (③/49箇所 /12ヶ月)
要支援認定者であるが、 予防給付の利用が無い方	「認定有効期間の開始年月日が28年4月以降」に要支援認定 が終了する方で、これまで予防給付の利用が無く、今後も当面 利用が見込まれない方	12,907人	14%	1,807人	約22人	約3人

#### （参考 2）

○要支援1の方で、これまで予防訪問・通所介護のみを利用しておりケアマネジメントの結果、今後も他の予防給付の利用が見込まれない方

※要支援者も総合事業サービスを利用することができますので、必ずしも「要支援者」を「事業対象者」に変更する必要はありません。

※要支援2の方については「事業対象者」となることで、支給限度額が要支援1相当額になってしまうため、本人の理解と慎重な判断が必要となります。

事業対象者となりうる方		①想定人数 ※参考：H26年度 要支援1認定者 実績	②予防訪問介護 または 予防通所介護 のみ利用割合 ※地ケア室調べ	③想定される 最大人数	④1区あたり/月 (③/7区/12ヶ 月)	⑤1包括あたり/ 月 (③/49箇所 /12ヶ月)
要支援1の方	「認定有効期間の開始年月日が28年4月以降」に要支援認定が終了する方 で、これまで予防訪問介護・予防通所介護のみを利用しており、今後も他の 予防給付の利用が見込まれない方	7,016人	69%	4,841人	約58人	約8人

## 現行との主な変更点（「事業対象者」手続き）

### 「事業対象者」の転出について

「事業対象者」が他の市町村に転出するときは、要介護（要支援）認定と異なり「事業対象者」としての認定は引き継がれません。（受給資格証明書の発行もありません。）

本人が「事業対象者」の手続きを希望する場合は、改めて転入先の市町村が定めたルールによる手続きが必要となります（川崎市と同様ではありません）。

また、平成 29 年 3 月末までは総合事業実施を猶予している市町村があるため、転出先の市町村によっては、「事業対象者」の設定が無い場合があります。

（市町村によって手続きやサービス内容が異なる理由）

総合事業実施に伴い新設される「事業対象者」や「総合事業サービス」は、介護保険制度では地域の実情に応じて市町村が実施する「地域支援事業」に位置づけられるものとなります。

そのため「事業対象者」となるための条件や手続き方法、「総合事業サービス」の内容は各市町村によって異なります。

（「事業対象者」が川崎市から転出する場合）

転出先	転出先市町村での手続き	手続き後利用できるサービス
総合事業実施済みの市町村	転出先の市町村※で ○基本チェックリスト ○介護予防ケアマネジメントの実施 ※「事業対象者」となる手続き方法は市町村によって異なる。	転出先の総合事業サービス※ ※総合事業サービスの内容は市町村によって異なる。
総合事業未実施市町村	転出先の市町村※で 要介護（要支援）認定申請 等	要介護（要支援）認定に伴う介護給付の利用 または、 転出先の市町村の二次予防事業等※ ※二次予防事業の内容は市町村によって異なる。

## 現行との主な変更点（「事業対象者」手続き）

---

### 「事業対象者」の転入について

「事業対象者」が他の市町村に転出するときは、要介護（要支援）認定と異なり「事業対象者」としての認定は引き継がれません。

本市においては、基本チェックリストのみでは「明らかに認定申請が不要」な状態の適切な判断が困難ため、他市町村からの転入者であっても本人が総合事業サービスのみを希望する場合を除き、従来どおり認定申請の案内を行います。

ただし、転入元の市町村で「事業対象者」であった等の申し出があり、本市の総合事業サービス利用のみを希望する場合は、川崎市の地域包括支援センターで基本チェックリスト実施を行い該当となる方は「事業対象者」の手続きを行います。

この場合、転入元の市町村に「事業対象者」であったか否かの確認を行う必要はありません。



## 現行との主な変更点（「事業対象者」手続き）

### 参考 川崎市近隣市町村の総合事業実施時期(27年10月現在)

※実施時期が変更されている場合がありますのでご注意ください。

(東京都)

都道府県	市町村名 (保険者名)	予定実施時期
東京都	千代田区	平成27年4月
東京都	中央区	時期未定
東京都	港区	平成28年4月
東京都	新宿区	平成28年4月
東京都	文京区	平成28年10月
東京都	台東区	時期未定
東京都	墨田区	平成28年4月
東京都	江東区	平成28年4月
東京都	品川区	平成27年4月
東京都	目黒区	平成28年4月
東京都	大田区	平成28年4月
東京都	世田谷区	平成28年4月
東京都	渋谷区	平成28年4月
東京都	中野区	平成28年4月
東京都	杉並区	平成28年4月
東京都	豊島区	平成28年4月
東京都	北区	平成28年3月
東京都	荒川区	平成27年4月
東京都	板橋区	平成28年4月
東京都	練馬区	平成27年4月
東京都	足立区	平成28年10月
東京都	葛飾区	平成28年4月
東京都	江戸川区	平成27年4月
東京都	八王子市	平成28年3月
東京都	立川市	平成28年4月
東京都	武蔵野市	平成27年10月
東京都	三鷹市	平成28年4月
東京都	青梅市	平成29年4月
東京都	府中市	平成29年4月
東京都	昭島市	平成29年4月
東京都	調布市	平成28年度中時期未定
東京都	町田市	平成29年4月
東京都	小金井市	平成28年10月
東京都	小平市	平成28年4月
東京都	日野市	平成28年4月
東京都	東村山市	平成28年4月
東京都	国分寺市	平成28年4月
東京都	国立市	平成27年4月
東京都	福生市	時期未定
東京都	狛江市	平成29年3月
東京都	東大和市	平成29年4月
東京都	清瀬市	平成29年4月
東京都	東久留米市	平成29年4月
東京都	武蔵村山市	平成28年度中時期未定
東京都	多摩市	平成28年4月
東京都	稲城市	平成27年4月
東京都	羽村市	平成29年4月
東京都	あきる野市	平成29年3月
東京都	西東京市	平成28年4月
東京都	瑞穂町	平成29年4月
東京都	日の出町	平成29年4月
東京都	檜原村	平成29年3月
東京都	奥多摩町	平成29年4月
東京都	大島町	平成29年4月
東京都	利島村	時期未定
東京都	新島村	平成29年4月
東京都	神津島村	平成29年4月
東京都	三宅村	時期未定
東京都	御蔵島村	時期未定
東京都	八丈町	平成29年4月
東京都	青ヶ島村	時期未定
東京都	小笠原村	平成29年4月

(神奈川県)

都道府県	市町村名 (保険者名)	予定実施時期
神奈川県	横浜市	平成28年1月
神奈川県	川崎市	平成28年4月
神奈川県	相模原市	平成28年4月
神奈川県	横須賀市	平成28年1月
神奈川県	平塚市	時期未定
神奈川県	鎌倉市	平成29年4月
神奈川県	藤沢市	平成28年10月
神奈川県	小田原市	平成28年1月
神奈川県	茅ヶ崎市	平成29年4月
神奈川県	逗子市	平成29年4月
神奈川県	三浦市	平成29年4月
神奈川県	秦野市	平成28年1月
神奈川県	厚木市	平成27年4月
神奈川県	大和市	平成29年4月
神奈川県	伊勢原市	平成29年3月
神奈川県	海老名市	平成29年4月
神奈川県	座間市	時期未定
神奈川県	南足柄市	平成28年度中時期未定
神奈川県	綾瀬市	平成27年4月
神奈川県	葉山町	時期未定
神奈川県	寒川町	平成29年3月
神奈川県	大磯町	平成29年4月
神奈川県	二宮町	平成29年4月
神奈川県	中井町	平成29年4月
神奈川県	大井町	平成29年4月
神奈川県	松田町	平成27年4月
神奈川県	山北町	時期未定
神奈川県	開成町	平成29年4月
神奈川県	箱根町	平成29年4月
神奈川県	真鶴町	平成29年4月
神奈川県	湯河原町	平成29年4月
神奈川県	愛川町	平成27年4月
神奈川県	清川村	平成27年4月

## 現行との主な変更点（居宅（介護予防）サービス計画作成依頼届出書）

### 総合事業開始後の

### 『居宅（介護予防）サービス計画作成依頼（変更）届出書』

### について

○新たに「事業対象者」手続きに使用する「介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書」が新設されます。

平成27年度まで			(平成28年4月1日以降)総合事業開始後		
認定状態区分	サービス計画開始または変更する場合の提出様式	サービス計画作成者	認定状態区分	サービス計画開始または変更する場合の提出様式	サービス計画作成者
要介護認定者	居宅(介護予防)サービス計画作成依頼(変更)届出書(第17号様式)	居宅介護支援事業所	要介護認定者	居宅(介護予防)サービス計画作成依頼(変更)届出書(第17号様式)	居宅介護支援事業所
要支援認定者	居宅(介護予防)サービス計画作成依頼(変更)届出書(第17号様式)	地域包括支援センター(または委託を受けた居宅介護支援事業所)	要支援認定者	居宅(介護予防)サービス計画作成依頼(変更)届出書(第17号様式)	地域包括支援センター(または委託を受けた居宅介護支援事業所)
			事業対象者	○基本チェックリスト該当結果 ○介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書	地域包括支援センター(または委託を受けた居宅介護支援事業所)

## 現行との主な変更点（居宅（介護予防）サービス計画作成依頼届出書）

### 平成28年4月～居宅サービス計画届出書等とサービスの関係

○認定結果ごとの居宅サービス計画届出書等と利用可能サービス

※要介護認定者は従来どおり変更ありません。

※総合事業サービスは自己作成によるサービス提供はできません。

これまで同様、必ずサービス提供前に管轄の区役所・地区健康福祉ステーションに届出書を提出してください。（未提出の場合、サービス利用料について全額（10割）利用者の自己負担となる場合があります。）

認定申請	認定結果	居宅計画等の届出種類 (居宅計画等の作成者)	提供可能 介護サービスの種類
認定申請	要介護	居宅(介護予防)サービス計画作成依頼 届出書(第17号様式)  (居宅介護支援事業所)	介護給付
	要支援	居宅(介護予防)サービス計画作成依頼 届出書(第17号様式)  (地域包括支援センターまたは 委託先 居宅介護支援事業所)	○予防給付のみ ○予防給付+総合事業サービス (※自己作成は不可) ○総合事業サービスのみ (※自己作成は不可)
	非該当	基本チェックリスト判定結果(該当) + 介護予防ケアマネジメント依頼届出書 } <b>事業対象者</b> (地域包括支援センターまたは委託先居宅介護支援事業所)  (基本チェックリスト判定により事業対象者非該当)  (基本チェックリストを実施しない)	総合事業サービスのみ (※自己作成は不可)

○認定申請を行わずに「事業対象者」の手続きを行った場合の利用可能サービス

認定申請	認定結果	居宅計画等の届出種類 (居宅計画等の作成者)	提供可能 介護サービスの種類
(認定申請は行わずに) ○本人が総合事業サービスのみ 利用を希望する場合等		基本チェックリスト判定結果(該当) + 介護予防ケアマネジメント依頼届出書 } <b>事業対象者</b> (地域包括支援センターまたは委託先居宅介護支援事業所)  基本チェックリスト判定により非該当	総合事業サービスのみ (※自己作成は不可)

## 現行との主な変更点（居宅（介護予防）サービス計画作成依頼届出書）

### 「事業対象者」の介護予防ケアマネジメント依頼届出書の記載例

（基本チェックリスト実施日において

要介護または要支援認定者でない場合）

○記載する日付の関係

基本チェックリスト実施日<=届出年月日

(案)

介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書（事業対象者用）

		区 分 新規・変更
被 保 険 者 氏 名 フリガナ ●● ●● ●● ●● ●● ●●	被 保 険 者 番 号 0 0 1 1 1 1 1 1 1 1	
生 年 月 日 ○○ 年 ○○ 月 ○○ 日生		
介護予防ケアマネジメントを依頼（変更）する地域包括支援センター		
事業者名 ■■ 地域包括支援センター		
所在地 〒111-1111 川崎市○○区○○○○○○○○○○○○○○		電話番号 044 (200) 0000
		事業所番号 1 4 9 9 9 9 9 9 9 9
介護予防ケアマネジメントを受託する居宅介護支援事業者 (※居宅介護支援事業者が介護予防ケアマネジメントを受託する場合のみ記入)		
事業者名 ▲▲ 居宅介護支援事業所		
所在地 〒〒222- <span style="background-color: #4a86e8; color: white; padding: 2px;">ここは変更の場合のみ記載</span> △△△△△		電話番号 044 (200) 1111
		事業所番号 1 4 8 8 8 8 8 8 8 8
※変更する場合のみ記入してください。 変更年月日（ 年 月 日付）		
事業所を変更する場合の事由等（※事業所を変更する場合のみ記入してください。）		
川崎市●●区長		
上記の地域包括支援センター（居宅介護支援事業者） を届け出ます。 平成28年 5月 15日		
↑ 届出年月日		
注 「事業対象者」手続きに使用するもの 介護予防ケアマネジメントを依頼する事 施結果と併せて、速やかに区役所又は地区健康福祉ス 3 介護予防ケアマネジメントを依頼する事業所を変更す または地区健康福祉ステーションに届け出てくださ たん全額自己負担していただくことがあります。 4 住所地特例の対象施設に入居中の場合は、その施設の		

この日付が  
「事業対象者」として  
の有効開始年月日に  
なります。



## 現行との主な変更点（居宅（介護予防）サービス計画作成依頼届出書）

（参考：認定有効期間終了日以降、「事業対象者」の手続き時に「介護  
 予防ケアマネジメント依頼届出書」の届出日を月2日以降の日  
 付で提出された場合）

対象：「要支援」⇒「事業対象者」      「要介護」⇒「事業対象者」

例：4月末に有効期間終了日に向かえる要支援者が翌月2日以降の届出日で「介護  
 予防ケアマネジメント依頼届出書」を提出した「事業対象者」

	4月	5月	6月
手続き前の 認定有効 期間	要支援 →		
利用 手続き		●基本チェックリスト判定結果(該当) □届出書(事業対象者用)	
手続き後の 認定有効 期間	要支援 →	□事業対象者	→
被保証		■交付(事業対象者・包括名称有)	
利用可能 サービス	予防給付(または総合事業サービス) →	この間のサービス利用は自費となる	総合事業サービスのみ (届出書届出日以降) →

現行との主な変更点（居宅（介護予防）サービス計画作成依頼届出書）

---

空白のページ

## 現行との主な変更点（サービス費等の請求方法）

3. 28年4月提供分以降、現行の介護予防支援費（介護予防サービス計画作成費）に相当する『介護予防ケアマネジメント費』が新設されます。

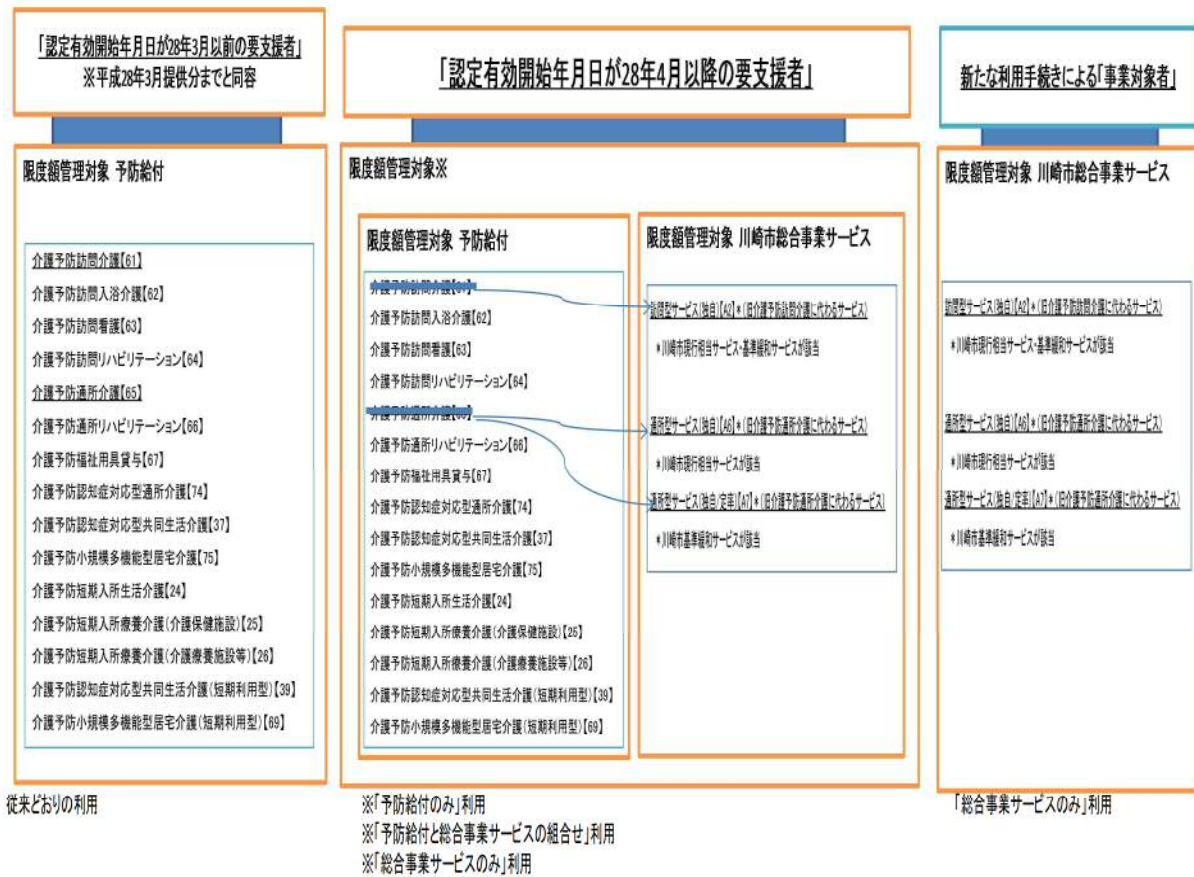
- ⇒ 『介護予防ケアマネジメント費』は市町村に請求します（審査支払は国保連）。
- ⇒ 合計単位数等は「介護予防支援費」と同じです。
- ⇒ 提供月において要支援者が総合事業サービスと併せて予防給付を利用する場合は、従来どおり「介護予防支援費」の請求になります。
- ⇒ 総合事業サービスは自己作成によるサービス提供はできません。

詳細は、「川崎市介護予防・日常生活支援総合事業請求事務について」をご覧ください。

4. 「認定有効期間の開始年月日が28年4月以降の要支援者」が「訪問型サービス・通所型サービス（総合事業サービス）」を利用した場合は、総合事業用の請求様式で『川崎市総合事業のサービスコード』により国保連合会へ請求します。

- ⇒ 「認定有効開始年月日が28年3月以前の要支援者」については、従来どおり、現行の予防訪問介護・予防通所介護のサービスコードを利用します。
- ⇒ 国保連合会への請求方法・処理日程は従来どおり変更ありません。
- ⇒ 29年4月提供分以降は、現行の予防訪問介護・予防通所介護のサービスコードの利用は原則不可となります。

### 平成28年4月提供分以降 要支援者・事業対象者の限度額管理対象サービス種類



従来どおりの利用

- ※「予防給付のみ」利用
- ※「予防給付と総合事業サービスの組合せ」利用
- ※「総合事業サービスのみ」利用

「総合事業サービスのみ」利用



総合事業開始に伴う注意点等のまとめ

---

2. 川崎市介護予防・日常生活支援総合事業開始  
に伴う注意点等のまとめ

## 総合事業開始に伴う注意点等のまとめ

### 参考：要支援者の総合事業サービス利用開始時期の基本的な考え方

#### 《総合事業開始に伴う要支援者の 総合事業サービス利用開始時期の基本的な考え方》

総合事業サービスは「要支援者」または「事業対象者」が利用できます。

要支援者への総合事業サービス提供開始については  
『被保険者証に記載されている認定有効期間開始日に  
平成 28 年 4 月以降の日付が記載されている方』

の認定有効期間開始日から、予防給付の訪問介護・通所介護に代わり、総合事業サービスの訪問型・通所型サービスの利用となります。

更新・新規・区分変更申請や認定結果の効力の発生は従前と変わりませんので、

いつの提供分から総合事業サービスによる提供となるかについては、  
被保険者証に記載されている認定有効期間開始日より判断することができます。

例 1：被保険者証の認定有効開始年月日が平成 28 年 4 月 1 日の場合は、  
平成 28 年 4 月提供分から

例 2：被保険者証の認定有効開始年月日が平成 28 年 5 月 10 日の場合は、  
平成 28 年 5 月 10 日以降の提供分から

※サービスコードは川崎市総合事業のサービスコードでの請求になります。

※サービスに係る国保連合会への請求、審査・支払スケジュール等は従前と同様です。

## 総合事業開始に伴う注意点等のまとめ

参考：総合事業開始後、認定状態区分が変更した場合の

『居宅(介護予防)サービス計画作成依頼届出書(第17号様式)』

『介護予防ケアマネジメント依頼届出書』提出早見表

提出における考え方は従来どおりです。認定状態区分が変わった場合は、これまで同様、必ずサービス提供前に変更後の区分に応じた様式で漏れなく提出を行ってください。

変更前⇒変更後	認定状態区分変更後の届出書	ケアプラン作成者
要介護⇒要支援	居宅(介護予防)計画作成依頼届出書(第17号様式) ※従前と変わりません。	地域包括支援センター (または 委託先居宅介護支援事業所)
要支援⇒要介護	居宅(介護予防)計画作成依頼届出書(第17号様式) ※従前と変わりません。	居宅介護支援事業所
事業対象者⇒要支援	居宅(介護予防)計画作成依頼届出書(第17号様式) ※従前と変わりません。	地域包括支援センター (または 委託先居宅介護支援事業所)
事業対象者⇒要介護	居宅(介護予防)計画作成依頼届出書(第17号様式) ※従前と変わりません。	居宅介護支援事業所
要支援⇒事業対象者	介護予防ケアマネジメント依頼届書(事業対象者用) ※基本チェックリスト結果と併せて提出	地域包括支援センター (または 委託先居宅介護支援事業所)
要介護⇒事業対象者	介護予防ケアマネジメント依頼届書(事業対象者用) ※基本チェックリスト結果と併せて提出	地域包括支援センター (または 委託先居宅介護支援事業所)

\* 様式や届出時期等は各市町村で異なる場合があります。

## 総合事業開始に伴う注意点等のまとめ

### 参考：要支援者等を「事業対象者」に変更する場合の

#### 利点と注意点

(注意点)

要支援者も総合事業サービスの利用ができるため必ずしも「事業対象者」手続きを行う必要はありません。

要支援者が認定更新申請を行わずに「事業対象者」手続きを行い、認定有効期間終了後、『事業対象者』として引き続き総合事業サービスのみを利用することは可能ですが、認定有効期間中に『事業対象者』となることはできません。

また「事業対象者」手続き後、状態の変化等で介護給付や予防給付を利用する場合には、改めて要介護（要支援）認定申請による要介護（要支援）認定が必要となりますので、ご注意ください。

(「要支援者」等が「事業対象者」になった場合の利点と注意点)

認定状態区分	利用可能サービス	「事業対象者」になった場合の利点	「事業対象者」になった場合の注意点
要介護	介護給付のみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○認定申請が不要なため迅速なサービス利用が可能</li> <li>○有効期間の終期が無いため、更新手続きが不要</li> </ul> <p>となるが、介護給付の利用ができなくなる(自費となる)</p> <p>※利用できるサービスは総合事業サービスのみ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○介護給付の利用ができなくなる(自費となる)。(介護給付を利用する場合は再度認定申請による「要介護」認定が必要となる)</li> <li>○ひと月あたりの支給限度額が要支援1相当額になってしまう。</li> <li>○要介護者として利用できる介護保険制度以外の市単独事業サービス等の利用ができなくなる。</li> </ul>
要支援2	<ul style="list-style-type: none"> <li>○予防給付のみ</li> <li>○予防給付＋総合事業サービス</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○認定申請が不要なため迅速なサービス利用が可能</li> <li>○有効期間の終期が無いため、更新手続きが不要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○予防給付の利用ができなくなる(自費となる)。(予防給付を利用する場合は再度認定申請による「要支援」認定が必要となる)</li> <li>○ひと月あたりの支給限度額が要支援1相当額になってしまう。</li> <li>○要支援者として利用できる介護保険制度以外の市単独事業サービス等の利用ができなくなる。</li> </ul>
要支援1	<ul style="list-style-type: none"> <li>○総合事業サービスのみ</li> </ul> <p>いずれの場合も利用可能</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○認定申請が不要なため迅速なサービス利用が可能</li> <li>○有効期間の終期が無いため、更新手続きが不要</li> <li>○ひと月あたりの支給限度額は要支援1の場合と同じ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○予防給付の利用ができなくなる(自費となる)。(予防給付を利用する場合は再度認定申請による「要支援」認定が必要となる)</li> <li>○要支援者として利用できる介護保険制度以外の市単独事業サービス等の利用ができなくなる。</li> </ul>

3. 『川崎市内事業所向け』  
他市町村被保険者への総合事業サービスの提供

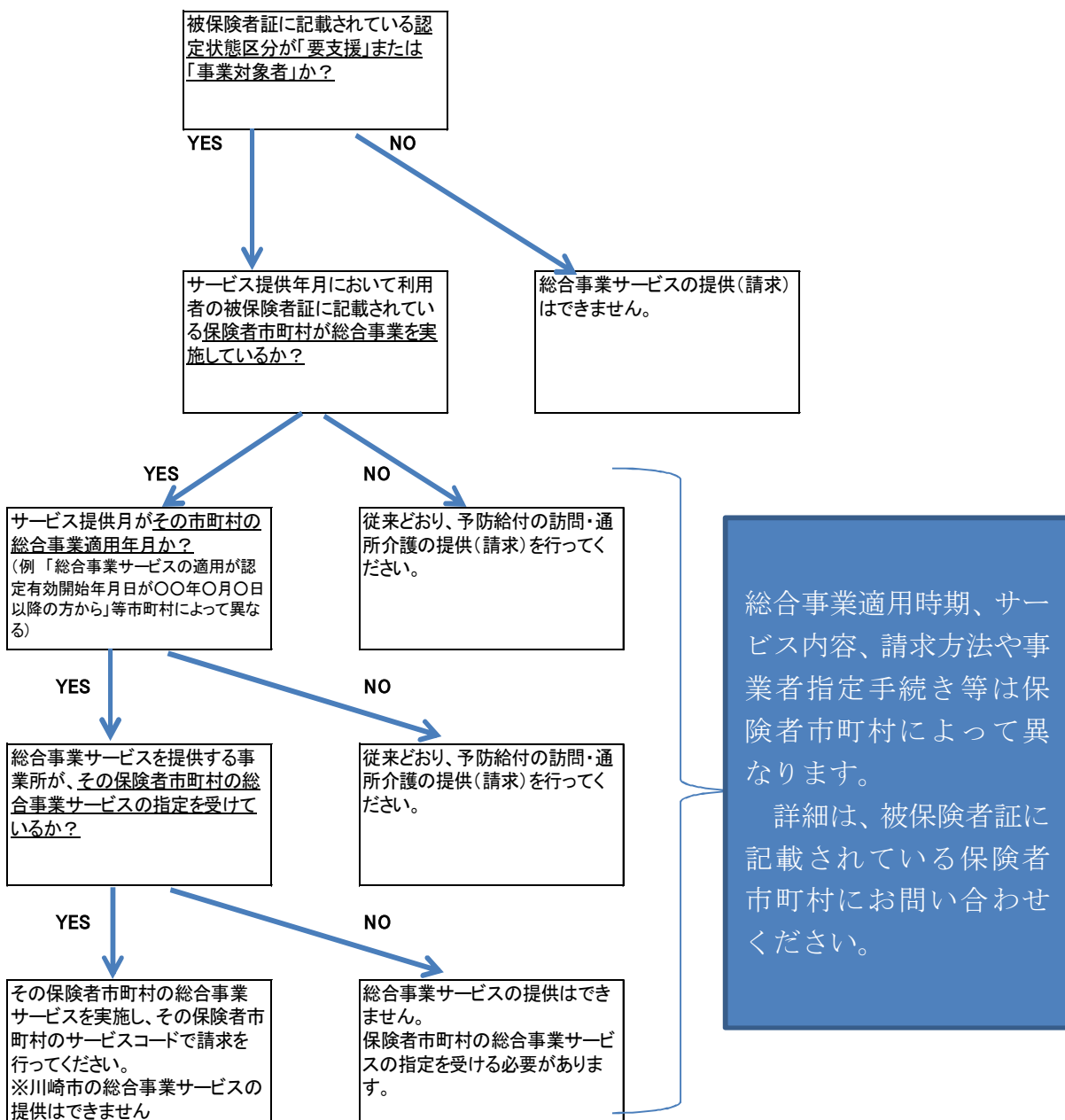
## 『市内事業所向け』他市町村被保険者への総合事業サービスの提供

## 市内事業者が「他市町村の被保険者」へ総合事業サービスを 提供する場合

平成 28 年 4 月以降、川崎市に所在する事業所が他市町村の「要支援者」や「事業対象者」に訪問・通所サービスを提供する場合は、その保険者市町村が総合事業を実施しているか等により対応が変わります。

なお、総合事業の内容、サービスコード等は保険者市町村によって異なりますので、詳しくは各保険者市町村にお問い合わせください。

(川崎市所在の事業所が他市町村の被保険者にサービスを提供する場合)



## 『市内事業所向け』他市町村被保険者への総合事業サービスの提供

## 市内事業者が「他市町村住所地特例者」へ総合事業サービスを提供する場合

（「住所地特例者」とは？）

被保険者が、他市町村の施設に入所・入居して施設所在地に住所を変更した場合には、現住所地（施設所在地）の市町村ではなく、元の住所地（施設入所直前）の市町村の介護保険被保険者となります。

この住所地特例の対象施設は次のとおりです。

1. 介護保険施設：介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設
2. 特定施設：有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム
3. 養護老人ホーム（老人福祉法の入所措置がとられている場合）

なお、地域密着型の施設は住所地特例の対象となりません。

○川崎市の住所地特例対象施設に入所・入居している

横浜市の住所地特例者（他市町村住所地特例者）の被保険者証の例

介護保険被保険者証		要介護状態
番 号		認定年月 (事業対象者は、基本チェック実施日)
被 住 所	川崎市00区000000 ▲▲▲特別養護老人ホーム	認定の有効 期(サービス)
フリガナ		うち種類支援 基準額
氏 名		
生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日 性別 男・女	
交付年月日	平成 年 月 日	
保険者番号並びに保険者の名称及び印	横浜市	認定意見の 種類

住所地特例者の場合、『住所』地の市町村と『保険者』市町村が異なります。

住所地特例対象者に対する総合事業によるサービス提供については施設所在市町村が行い、介護予防ケアマネジメントについても施設所在市町村の地域包括支援センターが行うこととなります。

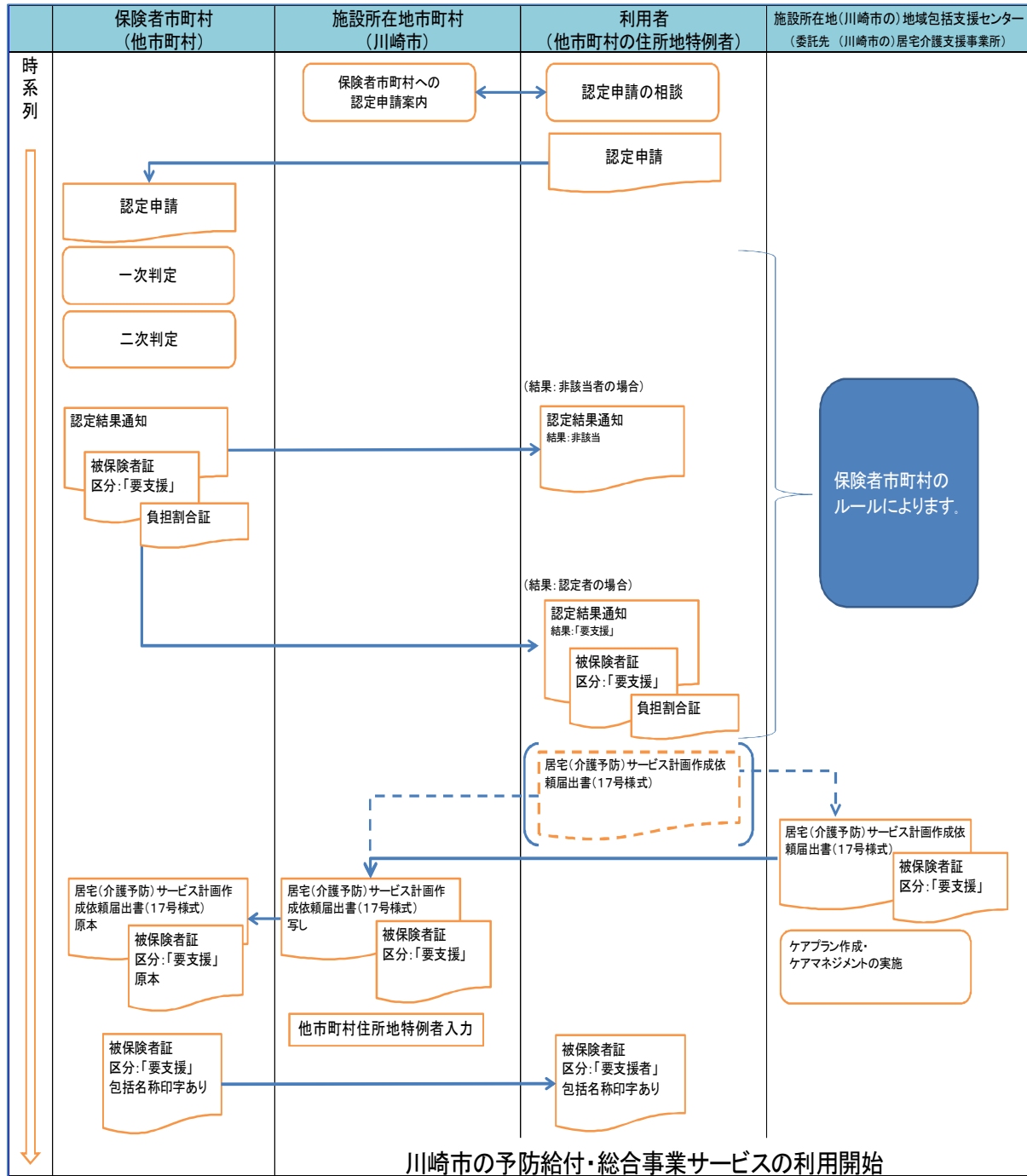
（上記、被保険者証の例の場合、総合事業のサービス提供及び介護予防ケアマネジメントは川崎市の事業所及び地域包括支援センターで行います）

『市内事業所向け』他市町村被保険者への総合事業サービスの提供

市内事業者が「他市町村住所地特例者」への

川崎市総合事業サービス利用の流れ（『要支援者』の場合）

※保険者市町村が総合事業開始していなくても適用になります。



※総合事業サービス費の請求方法は「川崎市総合事業請求事務について」を参照ください。

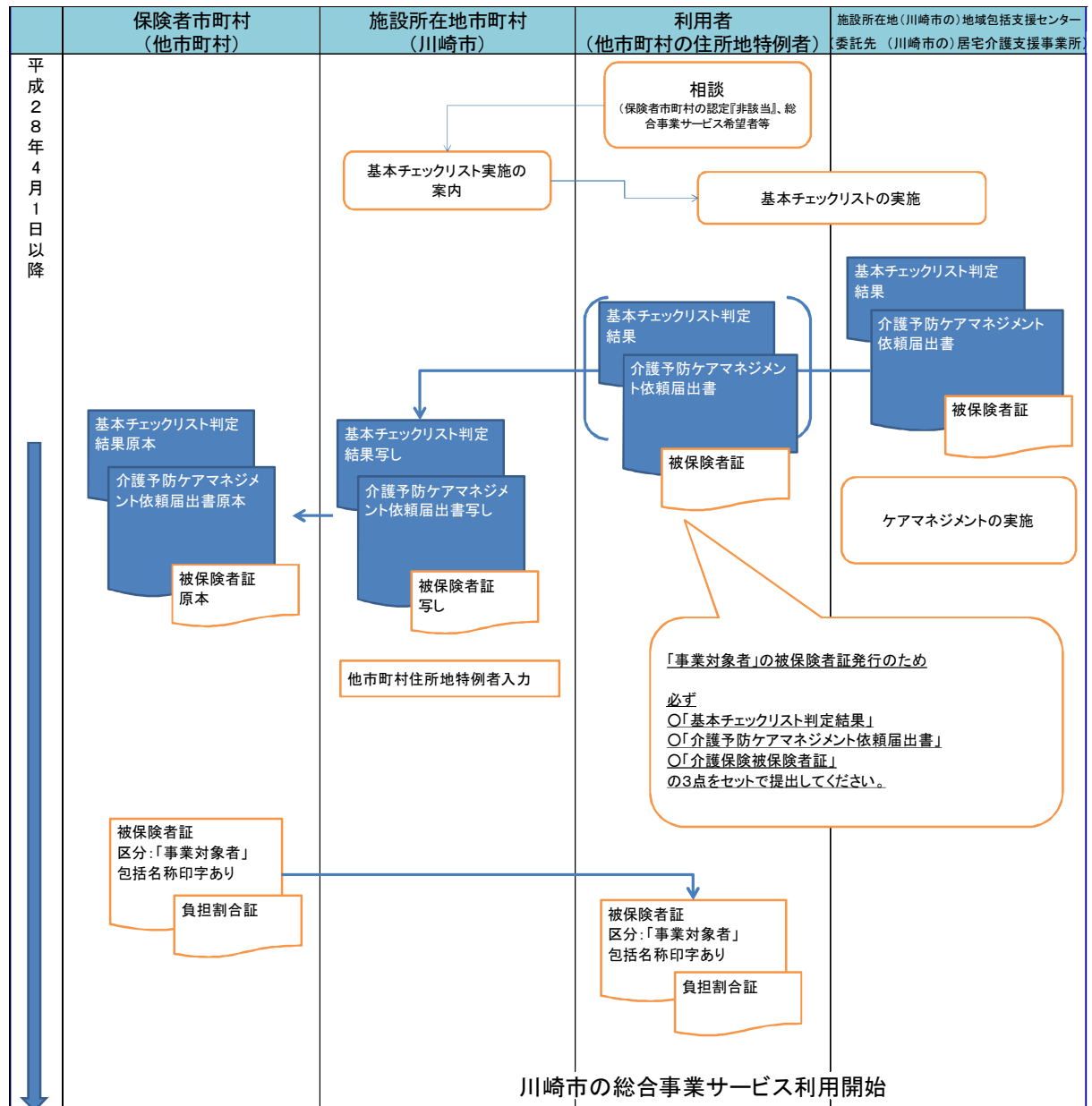


## 『市内事業所向け』他市町村被保険者への総合事業サービスの提供

## 市内事業者が「他市町村住所地特例者」への

## 川崎市総合事業サービス利用の流れ（『事業対象者』の場合）

※保険者市町村が総合事業開始している場合に限りです。



※総合事業サービス費の請求方法は「川崎市総合事業請求事務について」を参照ください。

『市内事業所向け』他市町村被保険者への総合事業サービスの提供

---

空白のページ

4. 『川崎市外事業所向け』  
川崎市の被保険者への総合事業サービスの提供

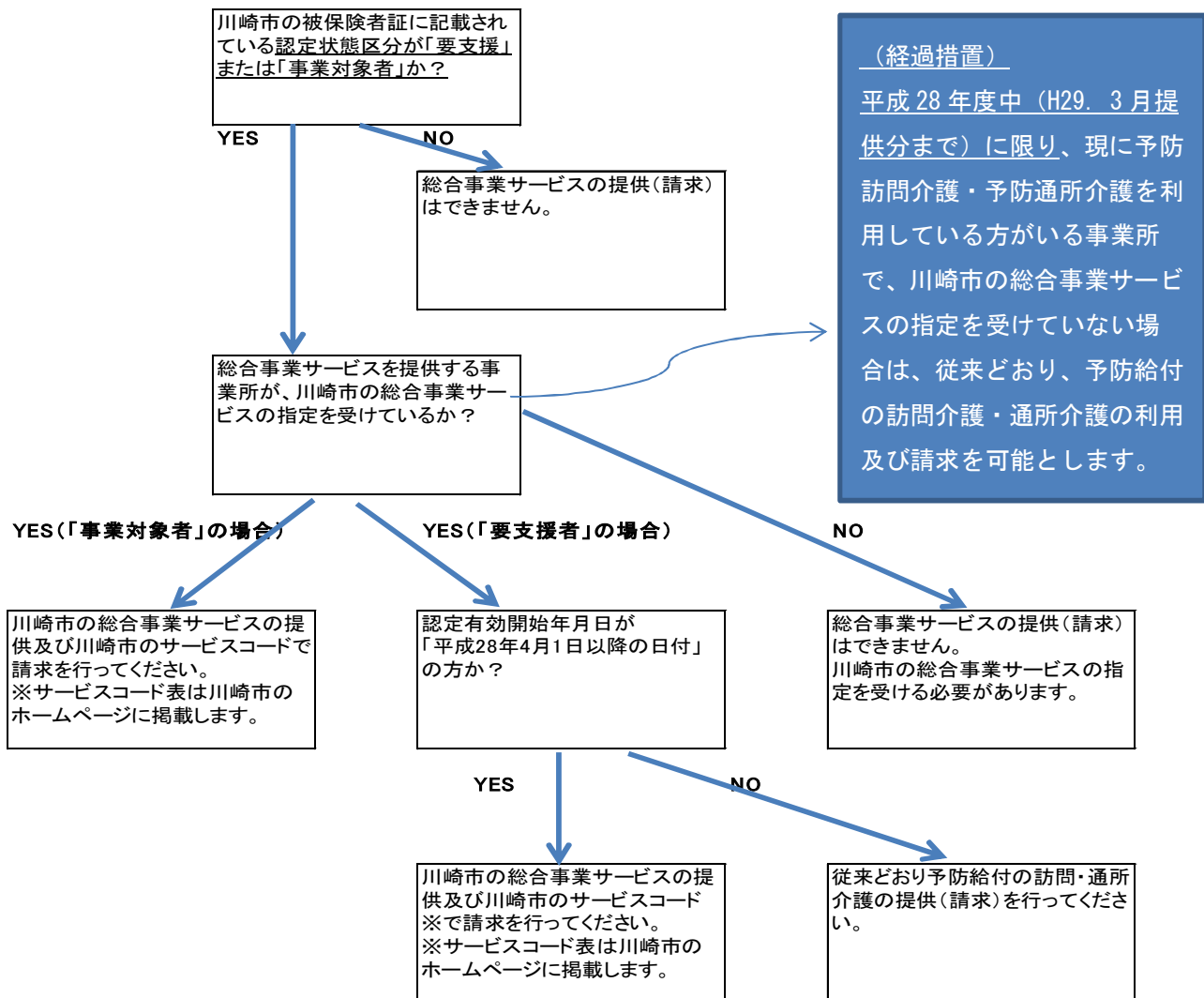
## 『市外事業所向け』川崎市の被保険者への総合事業サービスの提供

## 市外事業者が「川崎市の被保険者」への総合事業サービスの提供する場合

平成 28 年 4 月以降、川崎市外に所在する事業所が、川崎市の「要支援者」や「事業対象者」に訪問・通所サービスを提供する場合は川崎市の総合事業サービスによる提供になります。川崎市の総合事業サービスを提供するためには、川崎市の総合事業サービスの指定を受ける必要があります。

ただし、平成 28 年度中 (H29. 3 月提供分まで) に限り、現に予防給付の訪問介護・通所介護を利用している方が認定更新により「平成 28 年 4 月 1 日以降の認定有効開始日」の要支援者となった場合で、提供事業者が川崎市の総合事業サービスの指定を受けていない場合は、これまで同様、予防給付の訪問介護・通所介護の利用及び請求を可能とします。

(川崎市外の事業所が川崎市の被保険者にサービスを提供する場合)



## 『市外事業所向け』川崎市の被保険者への総合事業サービスの提供

## 市外事業者が「川崎市の住所地特例者」へ総合事業サービスを提供する場合

（「住所地特例者」とは？）

被保険者が、他市町村の施設に入所・入居して施設所在地に住所を変更した場合には、現住所地（施設所在地）の市町村ではなく、元の住所地（施設入所直前）の市町村の介護保険被保険者となります。

この住所地特例の対象施設は次のとおりです。

1. 介護保険施設：介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設
2. 特定施設：有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム
3. 養護老人ホーム（老人福祉法の入所措置がとられている場合）

なお、地域密着型の施設は住所地特例の対象となりません。

○横浜市の対象施設に入所・入居している

川崎市の住所地特例者の被保険者証の例

介護保険被保険者証		要介護状態	
番号		認定年月	
被住所	横浜市00区000000	（事業対象者の は、基本チェック シート実施日）	
被保者氏名	■■■特別養護老人ホーム	認定の有効 期	
フリガナ		（うち種別支 給額）	
生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日	性別	男・女
交付年月日	平成 年 月 日	認定の 意見 の 種 別	
保険者番号 並びに保険 者の名称及 び印	川崎市		

住所地特例者の場合、  
『住所』地の市町村と  
『保険者』市町村が異な  
ります。

住所地特例対象者に対する総合事業によるサービス提供については施設所在市町村が行い、介護予防ケアマネジメントについても施設所在市町村の地域包括支援センターが行うこととなります。

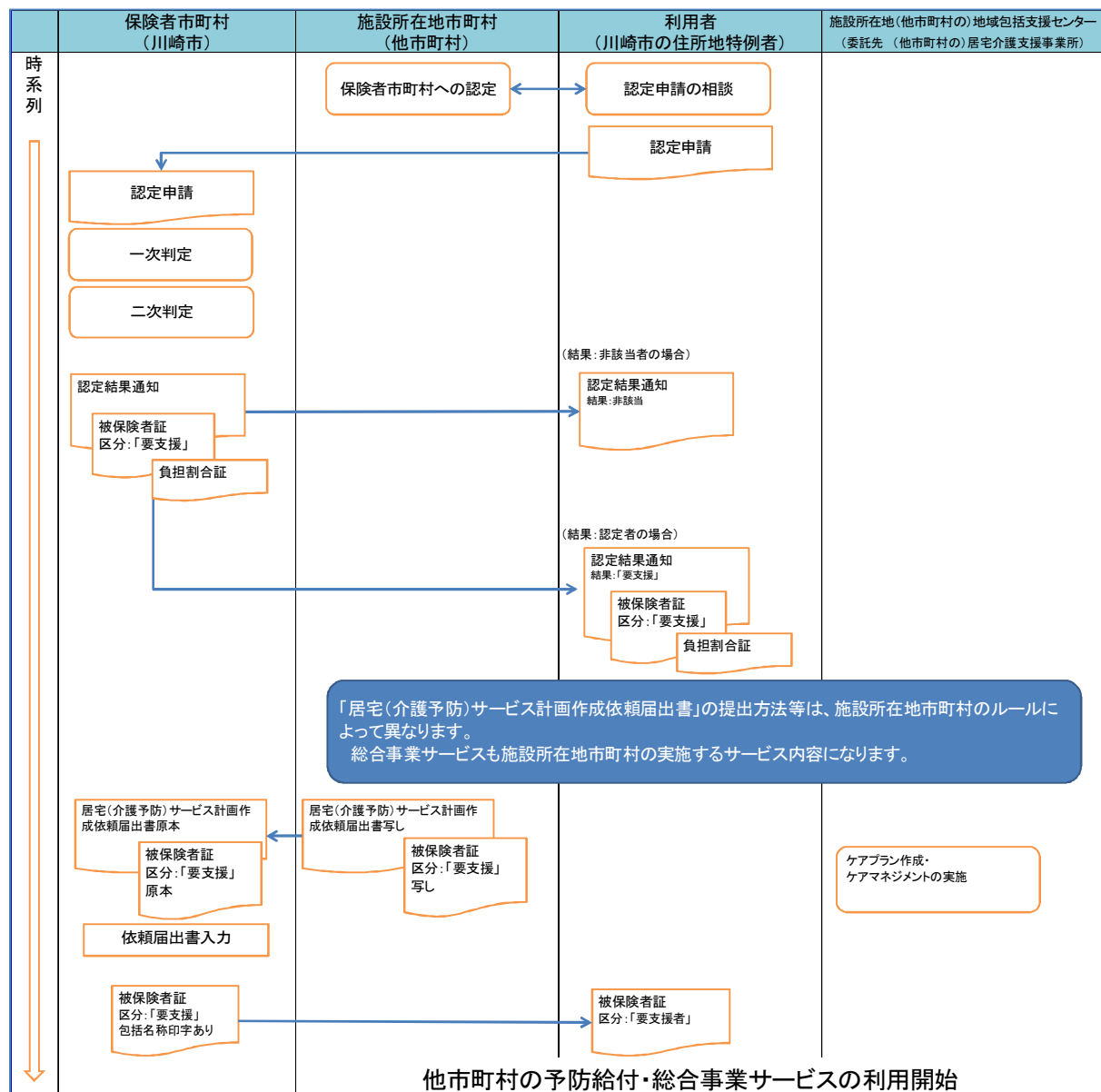
（上記、被保険者証の例の場合、総合事業のサービス提供及び介護予防ケアマネジメントは横浜市の事業所及び地域包括支援センターで行います）

## 『市外事業所向け』川崎市の被保険者への総合事業サービスの提供

## 市外事業者が「川崎市の住所地特例者」への

## 総合事業サービス利用の流れ（『要支援者』の場合）

※施設所在地の市町村が総合事業を開始していない場合は、総合事業サービスの提供はできません。（従来どおり、予防給付の訪問介護・通所介護の利用になります。）



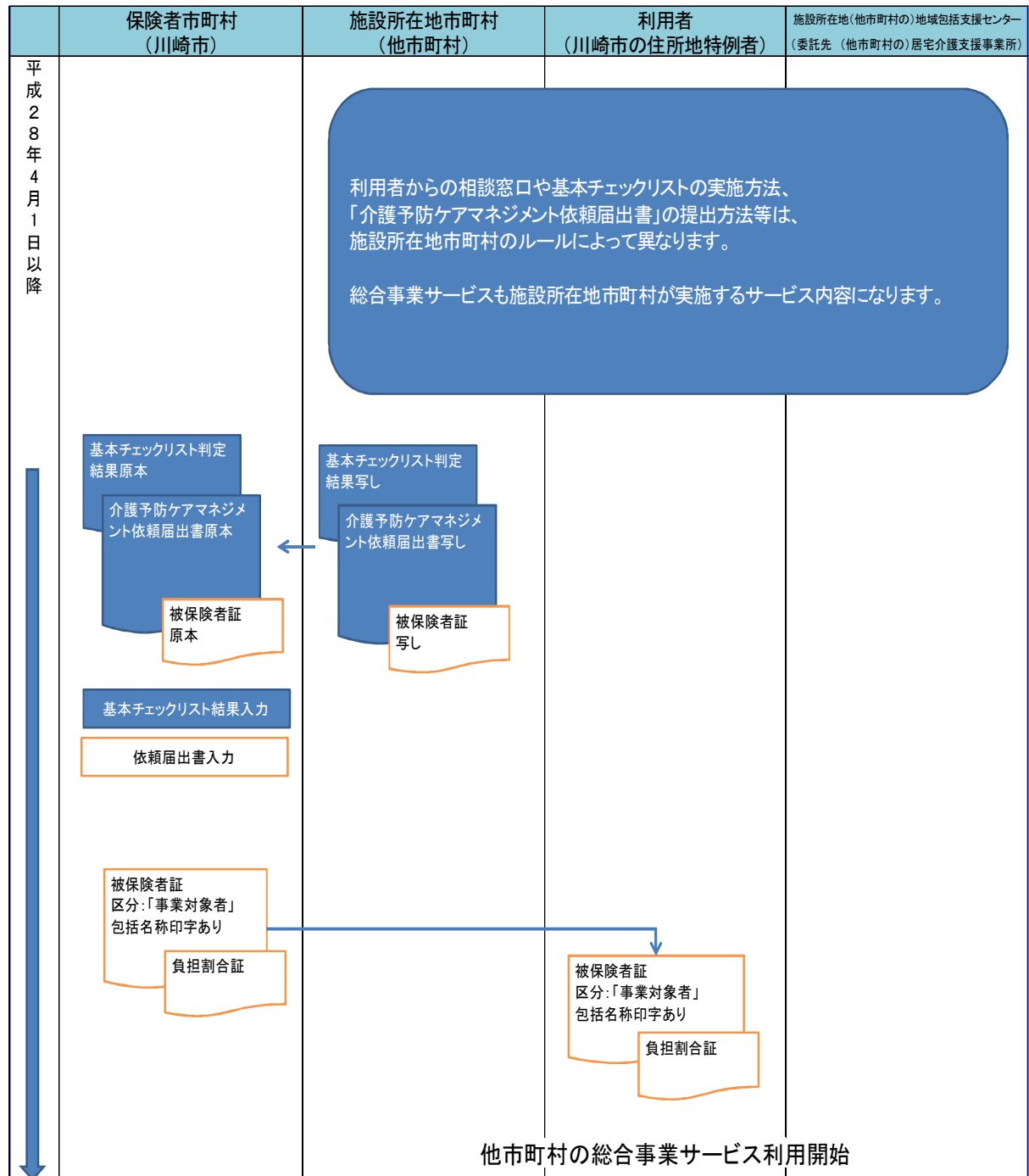
※総合事業サービス費の請求方法は「川崎市総合事業請求事務について」を参照ください。（施設所在地保険者が設定するサービスコードで請求になります。）

## 『市外事業所向け』川崎市の被保険者への総合事業サービスの提供

## 市外事業者が「川崎市の住所地特例者」への

## 総合事業サービス利用の流れ（『事業対象者』の場合）

※施設所在地市町村が総合事業を開始している場合に限りです。



※総合事業サービス費の請求方法は「川崎市総合事業請求事務について」を参照ください。(施設所在地保険者が設定するサービスコードで請求になります)。

『市外事業所向け』川崎市の被保険者への総合事業サービスの提供

---

空白のページ



開始に向けた準備

---

5. 川崎市総合事業開始に向けた準備

## 開始に向けた準備（地域包括支援センター）

## 地域包括支援センター

準備（3月まで）	準備内容	確認方法
『介護予防ケアマネジメント費入力ソフト』の導入・操作確認（国保連合会提供）	ソフトのインストールは完了していますか？	国保連合会提供の『介護予防ケアマネジメント費入力ソフト』は2月下旬に川崎市から各地域包括支援センターに配布します。 ⇒詳細は「介護予防ケアマネジメント費請求の手引き」を参照ください。（ <u>2月地域包括支援センター向け説明会時の配布物</u> ）
川崎市総合事業サービスコード単位数表マスタの取り込み（ソフトやシステムで管理している場合）	現在利用している市販のソフトやシステムに川崎市総合事業サービスコード単位数表マスタの取り込みは完了していますか？	3月上旬に川崎市のホームページに「川崎市総合事業サービスコード単位数表マスタ」をアップします。 総合事業対応状況やマスタ取込方法は、利用しているソフト購入業者やシステム開発業者にお問い合わせください。
3月～4月以降	準備内容	確認方法
利用者の確認	訪問・通所介護を利用している要支援者で認定有効期間開始日が平成28年4月以降のとなる方はいませんか？	平成28年4月以降、予防訪問介護・予防通所介護は、認定有効期間開始日から、川崎市総合事業サービスの提供になります。 例1：認定更新等により「認定有効期間開始年月日」が平成28年4月1日となった方は平成28年4月提供分から総合事業サービスの利用（それまでは予防給付の利用） 例2：認定更新等により「認定有効期間開始年月日」が平成28年5月1日となった方は平成28年5月提供分から総合事業サービスの利用（それまでは予防給付の利用）

## 開始に向けた準備（地域包括支援センター）

3月～4月以降	準備内容	確認方法
利用者との契約内容	契約書等の内容は総合事業に対応していますか？	<p>契約書等の記載内容が予防給付のみが対象となっている場合など、川崎市総合事業サービスの提供開始月から契約書の記載内容の修正が必要な場合があります。</p> <p>⇒詳細は「介護予防ケアマネジメント事務の手引き」を参照ください。（2月説明会時の資料及び完成版を3月中に川崎市HPにアップします。）</p>
4月以降	準備内容	確認方法
介護予防ケアマネジメント費の請求	請求方法は正しく行われていますか？	<p>5月審査分（4月提供月）以降、提供月の利用内容によって</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○介護予防支援費           <ul style="list-style-type: none"> <li>⇒従来どおり国保連へ請求</li> </ul> </li> <li>○介護予防ケアマネジメント費           <ul style="list-style-type: none"> <li>⇒『介護予防ケアマネジメント費入カソフト』を利用して川崎市に請求になります。</li> </ul> </li> </ul> <p>なお、給付管理票の提出は従来どおり国保連合会へ送付します。</p> <p>⇒詳細は「介護予防ケアマネジメント費請求の手引き」を参照ください。（2月地域包括支援センター向け説明会時の配布物）</p>

## 開始に向けた準備（サービス提供事業所）

**サービス提供事業所**

準備（3月まで）	準備内容	確認方法
請求ソフトの確認	現在利用している請求ソフトは総合事業に対応していますか？	対応状況や取込方法は、利用しているソフトやシステム開発業者にお問い合わせください。
川崎市総合事業サービスコード単位数表マスタの取り込み（ソフトやシステムで管理している場合）	現在利用しているソフトやシステムに川崎市総合事業サービスコード単位数表マスタの取り込みは完了していますか？	3月上旬に川崎市のホームページに「川崎市総合事業サービスコード単位数表マスタ」をアップします。 総合事業対応状況やマスタ取込方法は、利用しているソフトやシステム開発業者にお問い合わせください。
定款・運営規程の確認	定款等の内容は総合事業に対応していますか？	定款等の記載内容が予防給付のみが対象となっている場合等、記載内容の修正が必要な場合があります。⇒詳細は「事業者指定の手引き」を参照ください（2月説明会の資料）
3月～4月以降	準備内容	確認方法
利用者の確認	訪問・通所介護を利用している要支援者で認定有効期間開始日が平成28年4月以降のとなる方はいませんか？	平成28年4月以降、予防訪問介護・予防通所介護は、認定有効期間開始日から、川崎市総合事業サービスの提供になります。 例1：認定更新等により「認定有効期間開始年月日」が平成28年4月1日となった方は平成28年4月提供分から総合事業サービスの利用（それまでは予防給付の利用） 例2：認定更新等により「認定有効期間開始年月日」が平成28年5月1日となった方は平成28年5月提供分から総合事業サービスの利用（それまでは予防給付の利用）

## 開始に向けた準備（サービス提供事業所）

4月以降	準備内容	確認方法
利用者との契約内容	契約書の内容は総合事業に対応していますか？	<p>契約書の記載内容が予防給付のみが対象となっている場合など、川崎市総合事業サービスの提供開始月から契約書の記載内容の修正が必要な場合があります。</p> <p>⇒詳細は「事業者指定の手引き」を参照ください（2月説明会の資料）</p>
サービス費の請求	請求方法は正しく行われていますか？	<p>総合事業サービスも従来どおり国保連合会に請求となりますが、総合事業サービスは、国保連合会への請求様式「様式二の三（識別番号は「71R1」）を使用します。また「川崎市総合事業サービスコード」による請求になります。なお、請求データは、介護給付費とは別ファイルとなりますのでご注意ください。</p> <p>データ種別＝71R  ○総合事業費請求書情報  様式番号＝第一の二  （識別番号は7113）  ○総合事業費請求明細書情報  様式番号＝第二の三  （識別番号は71R1）</p> <p>⇒詳細は「川崎市総合事業請求事務について」を参照してください（2月説明会時の資料及び完成版を3月中に川崎市HPにアップします。）。</p>

## 開始に向けた準備

## (参考) 各社請求ソフトの対応状況

平成27年12月に川崎市において各請求ソフト会社様に対応状況アンケートを実施しました。

回答があり、かつ情報提供可とされた請求ソフトの対応状況について参考まで記載します。

※平成27年12月時点の内容となりますのでご注意ください。

※導入・操作方法等の詳細は各請求ソフト製作会社にお問い合わせください。

## 総合事業サービス種類対応済み状況

(製品名あいうえお順)

製品名	会社名	総合事業サービス種類対応済み状況
かがやきぷらん2	株式会社 NTTデータアイ	訪問A1～A4 通所A5～A8 その他サービスA9～AE
けあ蔵	株式会社 KDDIエボルバ	訪問A1～A4 通所A5～A8 その他サービスA9～AE
ケア樹	株式会社 グッドツリー	訪問A1～A4 通所A5～A8 その他サービスA9～AE
記録管理システム 「ちょうじゅ」	株式会社 富士データシステム	訪問A1～A4 通所A5～A8
福祉の森 「FUTURE」	株式会社 日立システムズ	訪問A1～A4 通所A5～A8 その他サービスA9～AE
プライムケア	株式会社 プライムワークス	訪問A1～A4 通所A5～A8
介護ソフト 「まもる君」	株式会社 インタートラスト	訪問A1・A2 通所A5・A6
ワイズマン	株式会社 ワイズマン	訪問A1～A4 通所A5～A8 その他サービスA9～AE

※国保連合会への川崎市総合事業サービス請求に使用するサービス種類は、  
訪問型サービスはA2（現行相当・基準緩和）  
通所型サービスはA6（現行相当）、A7（基準緩和）を使用します。

川崎市介護予防・日常生活支援総合事業実施に伴う

# 介護予防ケアマネジメント 事務の手引き

暫定版

平成28年2月 総合事業説明会用資料  
一部抜粋

平成28年4月

川崎市健康福祉局地域包括ケア推進室

## 目次

### 1 基本チェックリストの使用方法 P. 54

1. 基本チェックリストの実施窓口
2. 基本チェックリストの結果の見方
3. 基本チェックリストについての考え方

### 2 川崎市の介護予防ケアマネジメント類型等について P. 57

1. 実施主体
2. 類型
3. 介護予防ケアマネジメントと介護予防支援の違いについて
4. 介護予防ケアマネジメント（現行相当ケアマネジメント）と利用するサービスの関係
5. 初回型介護予防ケアマネジメントと利用するサービスの関係

### 3 利用限度額管理等について P. 58

1. 利用限度額
2. 利用限度額とケアマネジメント費について

### 4 介護予防ケアマネジメント利用者への重要事項説明と契約事務について P. 59

### 5 川崎市の総合事業サービス類型 P. 61

1. 平成28年4月以降の「訪問」サービス
2. 平成28年4月以降の「通所」サービス
3. 平成28年4月以降のケアプラン作成費

### 参 考 P. 63

1. 「介護情報サービスかながわ」事業所検索画面の変更について
2. リーフレット「新しく川崎市介護予防・日常生活支援総合事業が始まります！」

## 1 基本チェックリストの使用方法

1

### 基本チェックリストの使用方法

基本チェックリストは、要支援相当の状態の高齢者が、地域包括支援センター担当職員と一緒に基本チェックリストの記入を行うことで、自らの課題に気づき、介護予防のために総合事業サービスを速やかに利用できることを目的に実施するものです。

基本チェックリストを実施する際は、「基本チェックリストについての考え方」(P.56)に基づき、質問項目の趣旨を説明しながらご本人にチェック（○をつける）してもらってください。

基本チェックリストの実施の結果、事業対象者に該当する基準に該当するかの算定は、間違いがないように注意してください。

#### 《ポイント》

基本チェックリストは、従来のような二次予防事業対象者を把握するためのツールから、必要な総合事業サービスを簡便に利用できるよう本人の状況を確認するツールとして用いられることになりました。

## 1. 基本チェックリストの実施窓口

### ○地域包括支援センターが実施

(専門性及びその後の総合事業サービス利用への円滑なつなぎを考慮)

### ○実施方法

- ・本人が直接地域包括支援センターの窓口へ来所の場合は、その場で実施。
- ・それ以外（電話、家族のみ来所）による相談の場合（本人が来所できない場合）、家族等代理の方が基本チェックリストを記入することも想定されます。  
⇒仮にこの場合、基本チェックリストの結果、事業対象者の基準項目に該当したとしても、その後の利用者の居宅等で実施していただく介護予防ケアマネジメントにおけるアセスメントの中で、基本チェックリストに当たる項目についても再度確認していただき、そのうえで適切な総合事業サービスの利用につなげてください。

※参照：●ガイドラインP.59『2 相談（相談受付）』

- 厚生労働省「平成27年1月9日版Q&A」P.12問2-2
- 厚生労働省「平成27年3月31日版Q&A」P.2問4-2

## 1 基本チェックリストの使用方法

### 《ポイント》 チェックリスト判定結果に不服のある場合の取扱い

基本チェックリストは、基本的に質問項目の趣旨を聞きながら本人が記入し、状況を確認するものであること、本人が希望すれば要介護認定申請を受け付けることもできることなどから、行政処分には当たらないものとガイドラインについてのQ&Aで示されており、不服申し立ての対象とはなりません。

基本チェックリスト実施の結果、「非該当」の場合には一般介護予防事業等を案内することになります。

※参照：●ガイドラインP.63『表9 基本チェックリストについての考え方』

- 厚生労働省「平成27年3月31日版Q&A」P.2問1



1 基本チェックリストの使用法

2. 基本チェックリストの結果の見方

第1号様式（第2条関係）

川崎市基本チェックリスト

実施機関控

被保険者番号		実施日	年 月 日 ( )	
ふりがな		性別	男・女	生年月日
氏名				明・大・昭 年 月 日 ( 歳)
住所				本人連絡先
連絡先	氏名 (続柄)	電話	—	
希望するサービス内容				
No.	質問項目	【回答】 いずれかに○をお付けください		
1	バスや電車で1人で外出していますか	0. はい	1. いいえ	
2	日用品の買い物をしていますか	0. はい	1. いいえ	
3	預貯金の出し入れをしていますか	0. はい	1. いいえ	
4	友人の家を訪ねていますか	0. はい	1. いいえ	
5	家族や友人の相談にのっていますか	0. はい	1. いいえ	
6	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	0. はい	1. いいえ	
7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	0. はい	1. いいえ	
8	15分位続けて歩いていますか	0. はい	1. いいえ	
9	この1年間に転んだことがありますか	1. はい	0. いいえ	
10	転倒に対する不安は大きいですか	1. はい	0. いいえ	
11	6か月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか	1. はい	0. いいえ	
12	身長 cm 体重 kg (BMI = ) (注)	1. 該当	0. 非該当	
13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	1. はい	0. いいえ	
14	お茶や汁物等でむせることがありますか	1. はい	0. いいえ	
15	口の渇きが気になりますか	1. はい	0. いいえ	
16	週に1回以上は外出していますか	0. はい	1. いいえ	
17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	1. はい	0. いいえ	
18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあると言われますか	1. はい	0. いいえ	
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけるをしていますか	0. はい	1. いいえ	
20	今日が何月何日かわからない時がありますか	1. はい	0. いいえ	
21	〈ここ2週間〉毎日の生活に充実感がない	1. はい	0. いいえ	
22	〈ここ2週間〉これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	1. はい	0. いいえ	
23	〈ここ2週間〉以前は楽にできていたことが今はおっくうに感じられる	1. はい	0. いいえ	
24	〈ここ2週間〉自分が役に立つ人間だと思えない	1. はい	0. いいえ	
25	〈ここ2週間〉わけもなく疲れたような感じがする	1. はい	0. いいえ	

(注) BMI = 体重(kg) ÷ 身長(m) ÷ 身長(m) が 18.5未満の場合に該当とする

同意欄

介護保険事業の適切な運営と今後の介護予防ケアマネジメントに活用するため、この基本チェックリストの結果を、川崎市、地域包括支援センター及び居宅介護支援事業所その他関係する行政機関へ提供することに同意します。

年 月 日

氏名 (本人署名)

実施地域包括支援センター:

実施者:

チェックリスト	総合 (No. 1~No. 20)	運動 (No. 6~No. 10)	栄養 (No. 11~No. 12)	歯や口の中 (No. 13~No. 15)	外出 (No. 16~No. 17)	もの忘れ (No. 18~No. 20)	こころ (No. 21~No. 25)	合計 (No. 1~No. 25)
判定	/20	/5	/2	/3	/2	/3	/5	/25
該当基準	10以上	3以上	全該当	2以上	No. 16のみ	1以上	2以上	
判定結果	該当・非該当	該当・非該当	該当・非該当	該当・非該当	該当・非該当	該当・非該当	該当・非該当	

1 基本チェックリストの使用法

事業対象者に該当する基準

① 第1号様式の質問項目 No. 1~20 までの20項目のうち10項目以上に該当	(複数の項目に支障)
② 第1号様式の質問項目 No. 6~10 までの5項目のうち3項目以上に該当	(運動機能の低下)
③ 第1号様式の質問項目 No. 11~12 までの2項目全てに該当	(低栄養状態)
④ 第1号様式の質問項目 No. 13~15 までの3項目のうち2項目以上に該当	(口腔機能の低下)
⑤ 第1号様式の質問項目 No. 16 に該当	(閉じこもり)
⑥ 第1号様式の質問項目 No. 18~20 までの3項目のうちいずれか1項目以上に該当	(認知機能の低下)
⑦ 第1号様式の質問項目 No. 21~25 までの5項目のうち2項目以上に該当	(うつ病の可能性)

(注)

- この表における該当 (No. 12 を除く。) とは、第1号様式の回答部分に「1. はい」または「1. いいえ」に該当することをいう。
- この表における該当 (No. 12に限る。) とは、BMI = 体重 (kg) ÷ 身長 (m) ÷ 身長 (m) が 18.5 未満の場合をいう。

《ポイント》

総合事業サービスの利用対象者は、従来の要支援者に該当する者であり、要支援者のほかに基本チェックリストにより事業対象者に該当した者を対象とする理由は、訪問型サービス等について簡便に迅速なサービス利用を可能にするためであり、要支援者より軽度の者まで対象にすることは想定していない。  
※参照：●厚生労働省「平成26年9月30日版Q&A」P.3問4

1 基本チェックリストの使用法

3. 基本チェックリストについての考え方

基本チェックリストは、「事業対象者に該当する基準」の1つの基準のみに該当（例えば「口腔機能の低下」のみに該当）した場合でも、介護予防ケアマネジメントにおいてアセスメントを行い、該当した基準に関係なく、自立支援に向けた課題の抽出、目標の設定を行い、必要な総合事業サービスにつなげてください。

【共通事項】

- ①対象者には、各質問項目の趣旨を理解していただいた上で回答してもらってください。それが適当な回答であるかどうかの判断は、基本チェックリストを評価する者が行ってください。
- ②期間を定めていない質問項目については、現在の状況について回答してもらってください。
- ③習慣を問う質問項目については、頻度も含め、本人の判断に基づき回答してもらってください。
- ④各質問項目の趣旨は以下のとおりです。各質問項目の表現は変えないでください。

	質問項目	質問項目の趣旨
1～5の質問項目は、日常生活関連動作について尋ねています。		
1	バスや電車で1人で外出していますか	家族等の付き添いなしで、1人でバスや電車を利用して外出しているかどうかを尋ねています。バスや電車のないところでは、それに準じた公共交通機関に置き換えて回答してください。なお、1人で自家用車を運転して外出している場合も含まれます。
2	日用品の買い物をしていますか	自ら外出し、何らかの日用品の買い物を適切に行っているかどうか（例えば、必要な物品を購入しているか）を尋ねています。頻度は、本人の判断に基づき回答してください。電話での注文のみで済ませている場合は「いいえ」となります。
3	預貯金の出し入れをしていますか	自ら預貯金の出し入れをしているかどうかを尋ねています。銀行等での窓口手続きも含め、本人の判断により金銭管理を行っている場合に「はい」とします。家族等に依頼して、預貯金の出し入れをしている場合は「いいえ」となります。
4	友人の家を訪ねていますか	友人の家を訪ねているかどうかを尋ねています。電話による交流や家族・親戚の家への訪問は含みません。
5	家族や友人の相談にのっていますか	家族や友人の相談にのっているかどうかを尋ねています。面談せずに電話のみで相談に応じている場合も「はい」とします。
6～10の質問項目は、運動器の機能（運動）について尋ねています。		
6	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	階段を手すりや壁をつたわずに昇っているかどうかを尋ねています。時々、手すり等を使用している程度であれば「はい」とします。手すり等を使わずに階段を昇る能力があっても、習慣的に手すり等を使っている場合には「いいえ」となります。
7	椅子に据わった状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっているかどうかを尋ねています。時々、つかまっている程度であれば「はい」とします。
8	15分位続けて歩いていますか	15分位続けて歩いているかどうかを尋ねています。屋内、屋外等の場所は問いません。
9	この1年間に転んだことがありますか	この1年間に「転倒」の事実があるかどうかを尋ねてい

1 基本チェックリストの使用法

		ます。
10	転倒に対する不安は大きいですか	現在、転倒に対する不安が大きいかどうかを、本人の主観に基づき回答してください。
11・12の質問項目は、低栄養状態かどうか（栄養）について尋ねています。		
11	6か月で2～3kg以上の体重減少がありましたか	6か月間で2～3kg以上の体重減少があったかどうかを尋ねています。6か月以上かかって減少している場合は「いいえ」となります。
12	身長、体重	身長、体重は、整数で記載してください。体重は1か月以内の値を、身長は過去の測定値を記載して差し支えありません。
13～15の質問項目は、口腔機能（歯や口の中）について尋ねています。		
13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	半年前に比べて固いものが食べにくくなったかどうかを尋ねています。半年以上前から固いものが食べにくく、その状態に変化が生じていない場合は「いいえ」となります。
14	お茶や汁物等でむせることがありますか	お茶や汁物等を飲む時に、むせることがあるかどうかを、本人の主観に基づき回答してください。
15	口の渇きが気になりますか	口の中の渇きが気になるかどうかを、本人の主観に基づき回答してください。
16・17の質問項目は、閉じこもり（外出状況）について尋ねています。		
16	週に1回以上は外出していますか	週によって外出頻度が異なる場合は、過去1か月の状態を平均してください。
17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	昨年の外出回数と比べて、今年外出回数が減少傾向にある場合は「はい」となります。
18～20の質問項目は認知症（もの忘れ）について尋ねています。		
18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあると言われますか	本人は物忘れがあると思っけていても、周りの人から指摘されることがない場合は「いいえ」となります。
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけていることをしていますか	何らかの方法で、自ら電話番号を調べて、電話をかけているかどうかを尋ねています。誰かに電話番号を尋ねて電話をかける場合や、誰かにダイヤルしてもらい会話だけする場合には「いいえ」となります。
20	今日が何月何日かわからない時がありますか	今日が何月何日かわからない時があるかどうかを、本人の主観に基づき回答してください。月と日の一方しか分からない場合には「はい」となります。
21～25の質問項目は、うつ（こころ）について尋ねています。		
21	（ここ2週間）毎日の生活に充実感がない	ここ2週間の状況を、本人の主観に基づき回答してください。
22	（ここ2週間）これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	
23	（ここ2週間）以前は楽に出来ていたことが今ではおっくうに感じられる	
24	（ここ2週間）自分が役に立つ人間だと思えない	
25	（ここ2週間）わけもなく疲れたような感じがする	

2 川崎市の介護予防ケアマネジメント類型等について

2 川崎市の介護予防ケアマネジメント類型等について

1. 実施主体

- ① 利用者本人が居住する地域を管轄する地域包括支援センター
- ② 指定居宅介護支援事業所（地域包括支援センターからの委託による）

2. 類型

国からは、3つの類型が示されていますが、川崎市では次の2類型を実施します。

- ① **介護予防ケアマネジメント（現行相当ケアマネジメント）**  
川崎市訪問型・通所型サービスにおける現行相当サービス及び基準緩和サービスを利用する場合に実施します。（介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン（厚生労働省通知 平成27年6月5日老発0605第5号 以下「ガイドライン」という。）における「ケアマネジメントA」に該当します。）

★ **現行の予防給付における介護予防支援と同様のプロセスを実施します。**

- ② **初回型介護予防ケアマネジメント**  
ケアマネジメントの結果、利用者本人が自身の状況、目標の達成等を確認し、川崎市訪問型・通所型サービスにおけるスーパー基準緩和サービスを利用する場合に実施します。（ガイドラインにおける「ケアマネジメントC」に該当します。）  
⇒初回型ケアマネジメントのプロセスは今後提示します。

- ③ 簡易型介護予防ケアマネジメント  
～平成28・29年度は実施しません。30年4月以降の活用を検討します。～（ガイドラインにおける「ケアマネジメントB」に該当します。）

3. 介護予防ケアマネジメントと介護予防支援の違いについて

- 介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）は、総合事業の新たな事業で、総合事業サービスの**のみを利用する**要支援者及び事業対象者に、適切にサービスを提供するためのケアマネジメントです。
- 介護予防支援は、予防給付のみ、または予防給付と介護予防・生活支援サービス事業を組み合わせる要支援者のケアマネジメントです。

種類	要支援者 (給付のみ)	要支援者 (給付+事業)	要支援者 (事業のみ)	事業対象者
介護予防ケアマネジメント (新制度：総合事業)	×	×	○	○
介護予防支援 (給付)	○	○	×	×

2 川崎市の介護予防ケアマネジメント類型等について

《ポイント》

- 利用するサービスが、「給付」または「給付+総合事業」  
⇒ **介護予防支援（給付）**
- 利用するサービスが、「総合事業サービス」のみ  
⇒ **介護予防ケアマネジメント（事業）**

4. 介護予防ケアマネジメント（現行相当ケアマネジメント）と利用するサービスの関係

類型	介護予防ケアマネジメント (現行相当ケアマネジメント)		
サービス内容	介護予防支援と同様のケアマネジメント		
ケアプラン	作成あり		
利用サービス	・現行相当サービス、・基準緩和サービス		
実施機関	・地域包括支援センター、 ・指定居宅介護支援事業所（地域包括支援センターからの委託）		
利用者	・要支援者、・事業対象者		
報酬（単位）	基本報酬：430単位、 <b>初回加算：300単位*</b> ※利用者負担なし		
給付管理票の作成・記入	原則作成・記入		
	サービス担当者会議	モニタリング	報酬発生
開始月	<div style="border: 2px solid blue; border-radius: 15px; padding: 10px; background-color: #e6f2ff;">                     介護予防支援と同様の ケアマネジメントプロセス                 </div>		
翌月			
翌々月			
3か月後			

※【初回加算の算定要件】

- ① 新規に介護予防ケアマネジメントを実施する場合
- ② 介護予防ケアマネジメントの実施が終了して2月以上経過した後に、介護予防ケアマネジメントを実施する場合  
■参照：●厚生労働省「平成27年3月31日版Q&A」P.6問8
- ③ 要介護者が、要支援認定を受け、あるいは事業対象者として介護予防ケアマネジメントを実施する場合  
◆地域単価は、2級地（平成27～29年度）：11.12円  
◆介護予防小規模多機能型居宅介護支援事業所連携加算は、300単位です。

## 2 川崎市の介護予防ケアマネジメント類型等について

◆利用する際のケアマネジメント類型が異なるサービスを併用する場合は、より上位 [A > (B >) > C] の介護予防ケアマネジメントを実施することになります。

### 【例】

総合事業サービスの介護予防通所サービス（現行相当サービス）とスーパー基準緩和訪問サービスを併用する場合は、介護予防ケアマネジメント（現行相当ケアマネジメント）を実施します。

### 5. 初回型介護予防ケアマネジメントと利用するサービスの関係

類型	初回型介護予防ケアマネジメント		
サービス内容	初回のみ、簡略化した介護予防ケアマネジメントのプロセスを実施。サービス開始後、利用者の自立に向けた意識を持続・向上できるように、1年毎に利用者の状況を確認し、計画内容を必ず見直す。定期的なモニタリングは行わない。		
ケアプラン	作成あり ケアマネジメント結果案の作成		
利用サービス	・スーパー基準緩和サービス		
実施機関	・地域包括支援センター、 ・指定居宅介護支援事業者（地域包括支援センターからの委託）		
利用者	初回型介護予防ケアマネジメントのプロセス等については、今後提示します。		
報酬（単位）	※利用者負担なし		
給付管理票の作成・記入	不要		
	サービス担当者会議	モニタリング	報酬発生
開始月			
翌月			
翌々月			
3か月後			

問 介護予防ケアマネジメントにおいて使用する計画書の様式は何を使用するのか。

【参照】厚生労働省通知 平成27年6月5日老発0605第1号 『6 留意事項(1)』

(答)

介護予防支援・介護予防ケアマネジメントを実施する場合には、国が示す関連様式例「介護予防サービス・支援計画書（ケアマネジメント結果等記録表）」を使用します。または、現行様式を使用することも可能です。

## 3 利用限度額管理等について

3	利用限度額管理等について
---	--------------

### 1. 利用限度額

要支援2	要支援1	事業対象者
10,473 単位	5,003 単位	5,003 単位

※ 事業対象者の利用限度額は、要支援1の利用限度額と同じとします。

※ 保険給付サービスと総合事業サービスを併用している場合は、その利用単位を合算し、上記表の上限となります。

サービスの組合せにより、要支援2相当のサービス量が必要となる（5,003単位を超える）場合は、要介護（要支援）認定の手続きを行い、要支援2の認定を受ける必要があります。

利用限度額管理対象サービス

川崎市が実施する総合事業サービスのうち、給付管理の対象となるサービスは、指定事業者による以下のサービスです。

	種別コード	サービス種別	サービス名称
訪問型サービス	A 2 [訪問型サービス(独自)]	現行相当サービス	介護予防訪問サービス(介護予防型)
		基準緩和サービス	介護予防訪問サービス(生活援助特化型)
通所型サービス	A 6 [通所型サービス(独自)] A 7 [通所型サービス(独自/定率)]	現行相当サービス	介護予防通所サービス
		基準緩和サービス	介護予防短時間通所サービス

※ スーパー基準緩和サービスの提供事業者も川崎市の指定事業者であるが、給付対象ではないため、給付管理の対象となるサービスには該当しない。

予防給付と総合事業サービスを併用する場合

要支援認定を受けた方が、総合事業サービスを利用する場合には、現在適用されている予防給付の利用限度額の範囲内で、給付と総合事業サービスを一体的に給付管理します。

総合事業サービスにおいては、給付管理を行うサービスであっても**給付制限を適用しません。**

予防給付の通所リハビリテーションと総合事業サービスの通所型サービスの併用については、これまでの給付の考え方と同様の取り扱いになります。**⇒併用できません。**

3 利用限度額管理等について

2. 利用限度額とケアマネジメント費について

利用者区分	サービス利用パターン例	ケアマネジメント費	支給限度額
要支援2	給付のみ	介護予防支援費	10,473 単位
	給付+		
	給付+ 総合事業（訪問型サービス） 総合事業（通所型サービス）	介護予防 ケアマネジメント費	
要支援1	給付のみ	介護予防支援費	5,003 単位
	給付+		
	給付+ 総合事業（訪問型サービス） 総合事業（通所型サービス）	介護予防 ケアマネジメント費	
事業対象者	給付のみ	介護予防 ケアマネジメント費	5,003 単位
	給付+		
	給付+ 総合事業（訪問型サービス）のみ 総合事業（通所型サービス）のみ 総合事業（訪問型・通所型サービス）のみ	介護予防 ケアマネジメント費	

※ 訪問・通所型サービスにおけるスーパー基準緩和サービスは、限度額管理に含まれません。

(問)

介護予防ケアマネジメントを居宅介護支援事業所に委託する場合、介護予防支援と同様の扱いとされ、プラン作成上限の制約を受けるのか。

(答)

『総合事業における介護予防ケアマネジメントについて、報酬の通減制度を設けていない。居宅介護支援事業所への委託に際しては、介護予防ケアマネジメントの適正な実施が確保されるよう、市町村において適切に判断されたい。』

●厚生労働省「平成27年3月31日版Q&A」P.8問5

とあることから、本市では、介護予防ケアマネジメント（現行相当ケアマネジメント）については介護予防支援と同様のケアマネジメントプロセスと考えますので、プラン作成上限の制約を受けることはないかとされていますが、介護予防ケアマネジメントの適正な実施の確保のため、介護予防支援同様その取扱件数1件あたり2分の1換算で算定した上、**介護支援専門員一人当たり40件が適切である**と考えます。

ただし、初回型介護予防ケアマネジメントについては、初回のみの対応となるため、ケアプランの取扱件数にはみなさないこととします。

4 介護予防ケアマネジメント利用者への重要事項説明と契約事務について

4

介護予防ケアマネジメント利用者への重要事項説明と契約事務について

平成28年4月1日から総合事業が実施されることに伴い、地域包括支援センターでは、「介護予防ケアマネジメント」業務が開始されます。

利用者が地域包括支援センターとの信頼関係の中で、安心して総合事業サービスを利用し、介護予防に励むことができるために、新たに「介護予防ケアマネジメント」を開始される際には、必ず重要事項説明をしてください。また、新しい契約書様式での契約を行うことをお勧めいたします。

なお、当該業務における契約締結行為は、あくまで「利用者と事業所との民間間の契約」に基づくものであることから、各々の事業所の判断で当該業務を実施していただいていることとなります。そのため、行政が当該業務に係る契約書の仕様を指示できるものではありませんが、今後、契約書等様式について参考様式例をお示しする予定です。ただし、現在使用されている契約書文面との整合が必要であって文面をそのまま用いることができない場合があること、利用者に対する読み替え規定の説明を省略させるものではないこと、あくまで文面案の例示であって、例示する文面案により生じた損害等を川崎市が負担するものではないこと等に十分にご留意ください。



総合事業の開始に伴い、  
なぜ新しい契約書に切り替える必要があるのでしょうか？



利用するサービスや有効期間の考え方が総合事業への移行に伴い変更されるため、介護予防ケアマネジメントの実施を契機に、介護予防支援と介護予防ケアマネジメントの内容を併記した契約書等への切り替えをお勧めします。

## 4 介護予防ケアマネジメント利用者への重要事項説明と契約事務について

**新しい契約書を作成する対象者（介護予防ケアマネジメントを実施する方）は？****A 要支援者****次の①、②両方に該当する方です。**

- ①平成28年4月以降に新規・更新・区分変更により要支援認定を受けた方（認定有効期間の開始年月日が平成28年4月1日以降の方）
- ②訪問型・通所型サービスにおける、現行相当サービス・基準緩和サービス及びスーパー基準緩和サービスを利用し、予防給付のサービスを利用しない方

- ◆新しい契約書様式は、介護予防支援・介護予防ケアマネジメント共通様式となります。
- ◆上記①のみ該当する方についても、次のようなサービス内容の変更により、今後②に該当する可能性があるため、新しい契約書に切り替えておくことをお勧めします。

★サービス内容の変更により、

**介護予防支援と介護予防ケアマネジメントを交互に実施する例**

【例1】訪問型サービス（現行相当サービス・基準緩和サービス及びスーパー基準緩和サービス）を毎月利用し、歩行器（介護予防福祉用具貸与：予防給付）を不定期で利用する方

【例2】通所型サービス（現行相当サービス・基準緩和サービス及びスーパー基準緩和サービス）を毎月利用し、隔月でショートステイ（短期入所生活介護：予防給付）を利用する方

**事業対象者**

訪問型・通所型サービスにおける、現行相当サービス・基準緩和サービス及びスーパー基準緩和サービスを利用する方

## 4 介護予防ケアマネジメント利用者への重要事項説明と契約事務について

**いつ契約書を作成すればよいのでしょうか？****要支援者**

認定有効期間が平成28年4月以降に切り替わった方から順次作成します。  
【例】認定有効期間の開始日が平成28年7月1日からとなる方は、  
契約開始日が平成28年7月1日となるよう契約書を締結します。

**事業対象者**

事業対象者として登録され（または登録を前提に届出書を記入して）、介護予防ケアマネジメントを開始する際に作成します。

**実際に行う事務はどのようなものになるのでしょうか？****重要事項説明と契約書等の締結を行います。**

地域包括支援センターは、利用者へ説明を行い、同意を得てください。

**作成書類**

- ①契約書 ②説明書（契約書別紙） ③重要事項説明書 ④個人情報使用同意書

「利用者⇄地域包括支援センターとの契約書」・  
「地域包括支援センター⇄居宅介護支援事業所との委託契約書」  
の参考様式は、後日提示いたします。

ただし、  
あくまでも参考様式となりますので、  
内容は施設や法人の判断で適宜修正してください。

4 介護予防ケアマネジメント利用者への重要事項説明と契約事務について

総合事業の開始に伴い、現在担当している利用者（要支援者）に改めて契約書の取り直しをお願いする際、ご利用者様にどのような説明をすればよいでしょうか？

【参考例】

「介護保険法が改正されて、今まで全国一律、同じ仕組みで提供していた介護保険サービスのうち、介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス）と介護予防通所介護（デイサービス）を、平成28年4月より川崎市が実施する介護予防のための事業『介護予防・日常生活支援総合事業』（総合事業）として提供することになりました。

つきましては、介護保険被保険者証の認定期間の開始日が平成28年4月1日以降になる方から新しい制度（川崎市の介護予防事業）に変わります。

新しい制度（川崎市の介護予防事業）に変わっても事業の枠組みが変わるだけで、それ以外の**大きな変更はありません**※。

現在介護予防サービスを利用している人は、認定の有効期間中は継続して同じサービスを利用できます。

ただ、新しい制度（川崎市の介護予防事業）に切り替わることに伴い、（現在お取り扱いさせていただいております）契約書等に記載されているサービス名称などを変更する必要がありますので、改めて新たな契約書をお取り交わしさせていただきます。

よろしくお願いいたします。」

※ 川崎市総合事業サービスの利用に変わると、報酬設定が、現行の月毎の包括報酬から利用回数（時間）に応じた利用料になることから、毎月の自己負担額が変わる場合があります。

5 川崎市の総合事業サービス類型

5

川崎市の総合事業サービス類型

1. 平成28年4月以降の「訪問」サービス

	予防給付	総合事業<訪問型サービス>		
対象者	認定有効開始日が H28.3月31日以前 の要支援者	○認定有効開始日が H28.4月1日以降の『要支援者』 ○『事業対象者』		○認定有効開始日 がH28.4月1日以 降の『要支援者』 ○『事業対象者』
サービス 種別	介護予防訪問介護	現行相当サービス	基準緩和サービス	スーパー基準緩和 サービス
サービス 名称	介護予防訪問介護	介護予防訪問サービス (介護予防型)	介護予防訪問サービス (生活援助特化型)	スーパー基準緩和 訪問サービス
種別 コード	61 (介護予防訪問 介護)	A2 (訪問型サービス (独自)) *		
サービス 内容	現行と同様	現行予防給付と同様	生活援助のみの提供	A4 (訪問型サービス (独自/定額)) 生活支援等
提供者 (資格要 件)	指定訪問 介護事業者 (現行と同様)	指定訪問 介護事業者 (現行と同様)	指定訪問 介護事業者 (『川崎市の指定する簡易研 修』修了者による提供) *	指定を受けた、民間 サービスや介護事 業者の指定するサービス 「スーパー基準 緩和サービス」 については、後 日詳細を提示し ます。
報酬	現行と同様	1週あたりの単価		
利用者負担	現行と同様 (1割または2割)	現行予防給付と同様 (1割または2割)		
給付制限の 適用	現行と同様	適用なし		
限度額管理	現行と同様	対象 (現行と同様)		
請求方法	国保連合会経由 (現行と同様)	国保連合会経由		

\* 「基準緩和サービス」が提供可能となる『川崎市の指定する簡易研修』は平成28年度以降実施を予定しています。この研修修了者によるサービス提供を行った場合、該当のサービスコード(4桁)を使用して請求を行います(サービス種類は「現行相当サービス」と同じ「A2」となります)

※川崎市では、平成27年3月31日時点で現行の予防訪問介護の指定を受けている市内事業者は「A2」の指定を受けているとみなすため、4月以降現行相当・基準緩和サービス(A2)の提供が可能です。(ただし「基準緩和サービス」は『川崎市の指定する簡易研修』修了後から提供可能)

※平成27年4月1日以降、現行の予防訪問介護の指定を受けている市内事業者や市外事業者に関する指定手続きは「川崎市総合事業事業者指定の手引き」を参照ください。

5 川崎市の総合事業サービス類型

2. 平成28年4月以降の「通所」サービス

	予防給付	総合事業<通所型サービス>		
		○認定有効開始日が H28.4月1日以降の 『要支援者』 ○『事業対象者』	○認定有効開始日が H28.4月1日以降の 『要支援者』 ○『事業対象者』	○認定有効開始日 がH28.4月1日以 降の『要支援者』 ○『事業対象者』
対象者	認定有効開始日が H28.3月31日以前 の要支援者	○認定有効開始日が H28.4月1日以降の 『要支援者』 ○『事業対象者』	○認定有効開始日が H28.4月1日以降の 『要支援者』 ○『事業対象者』	○認定有効開始日 がH28.4月1日以 降の『要支援者』 ○『事業対象者』
サービス 種別	介護予防通所介護	現行相当サービス	基準緩和サービス	スーパー基準緩和 サービス
サービス名 称	介護予防通所介護	介護予防通所サービス	介護予防短時間通所サ ービス	スーパー基準緩和 通所サービス
種別 コード	65 (介護予防通所 介護)	A6 (通所型サービス (独 自))	A7 (通所型サービス (独 自/定率))	A8 (通所型サービ ス (独自/定額))
サービス内 容	現行と同様	現行予防給付と同様の サービスで3時間以上 の支援	現行予防給付と同様の サービスで1.5時間以 上の支援	通いの場の提供に 相当するもの  「スーパー基準 緩和サービス」 については、後 日詳細を提示し ます。 全額自己負担
提供者	指定通所 介護事業者 (現行と同様)	指定通所 介護事業者 (現行と同様)	指定通所介護事業者や 指定を受けた民間・NPO 等によるサービス等	「スーパー基準 緩和サービス」 については、後 日詳細を提示し ます。 全額自己負担
報酬	現行と同様	1回あたりの単価	1回あたりの単価	1回あたりの単価
利用者負担	現行と同様 (1割または2割)	現行予防給付と同様 (1割または2割)	現行予防給付と同様 (1割または2割)	現行予防給付と同様 (1割または2割)
給付制限の 適用	現行と同様	適用なし	適用なし	適用なし
限度額管理	現行と同様	対象 (現行と同様)	対象 (現行と同様)	対象外
請求方法	国保連合会経由 (現行と同様)	国保連合会経由	国保連合会経由	国保連合会経由

※平成28年2月現在、サービス種別「基準緩和サービス」「スーパー基準緩和サービス」の指定事業者はありません。

※川崎市では、平成27年3月31日時点で現行の予防通所介護の指定を受けている市内事業者は「A6」の指定を受けているとみなすため、4月以降現行相当サービス (A6) の提供が可能です。

※平成27年4月1日以降、現行の予防通所介護の指定を受けている市内事業者や市外事業者に関する指定手続きは「川崎市総合事業事業者指定の手引き」を参照ください。

訪問型サービス・通所型サービスの指定事業者は「介護情報サービスかながわ」に平成28年4月以降アップされる予定です。(2月現在、時期未確定)

5 川崎市の総合事業サービス類型

3. 平成28年4月以降のケアプラン作成費

	予防給付	総合事業	
	介護予防支援	介護予防 ケアマネジメント	初回型介護予防 ケアマネジメント
対象者	○認定有効開始日が H28.3月31日以前の要支援者  ○認定有効開始日が H28.4月1日以降の『要支援 者』で、かつ提供月に「 <u>限度額 管理対象の予防給付</u> 」の利用が ある『要支援者』	○認定有効開始日が H28.4月1日以降の『要支援 者』で、かつ提供月に 「 <u>総合事業サービスのみ</u> 」 を利用する『要支援者』  ○『事業対象者』	○認定有効開始日が H28.4月1日以降の『要 支援者』で、かつ提供月 に「 <u>スーパー基準緩和サ ービスのみ</u> 」を利用する 『要支援者』  ○『事業対象者』
対象サービ ス種別	予防給付 (現行同様) 予防給付+総合事業	総合事業 ・現行相当サービス (A2・A6) ・基準緩和サービス (A7)	総合事業 ・スーパー基準緩和サービス (A4・A5)のみ
名称	介護予防支援費	介護予防 ケアマネジメント費	初回型介護予防ケ アマネジメントに ついては、「スーパ ー基準緩和サービ ス」と併せて、後 日詳細を提示しま す。 (国保連合会提供)で使用する コードになります。
種別 コード	46 (介護予防支援)	費用コード (介護予防ケアメン トA)※ ※費用コードとは「介護予防ケ アマネジメント費入カソフト」(国保 連合会提供)で使用するコードに なります。	費用コード (介護予防ケアメン トA)※ ※費用コードとは「介護予防ケ アマネジメント費入カソフト」(国保 連合会提供)で使用する コードになります。
作成内容	現行と同様	現行と同様	現行と同様
提供者	現行と同様	地域包括支援センターまた は委託先居宅介護支援事業 所 (現行と同様)	地域包括支援センター または委託先居宅介護 支援事業所 (現行と同様)
報酬	現行と同様	現行と同様	初回提供月のみ
請求方法	国保連合会経由 (現行と同様)	川崎市経由※で国保連合会 が審査支払 ※「介護予防ケアマネジメント費 入カソフト」(国保連合会提供)を 使用します。	川崎市経由※で国保連 合会が審査支払 ※「介護予防ケアメン ト入カソフト」(国保連合会提 供)を使用します。



参考

参考

1. 「介護情報サービスかながわ」事業所検索画面の変更について

※ 次の情報は、公益社団法人かながわ福祉サービス振興会より情報提供いただいた、平成28年1月末時点の改修画面案になります。

事業所検索 ①

要介護度の選択は現行の2種(ボタン)から、3種(ラジオボタン等)に変更する

要介護度を選択してください  要介護の方  要支援の方  その他の方

在宅/施設を選択してください  ご自宅で介護サービスを利用したい方  施設等で介護サービスを利用したい方

「その他の方」が「事業対象者」のイメージ ※記載方法は変更される場合があります。

<要支援の方の場合> **拡大** <現行画面抜粋>

要介護度を選択してください  要介護の方  要支援の方  その他の方

在宅/施設を選択してください  ご自宅で介護サービスを利用したい方  施設等で介護サービスを利用したい方

予防給付サービス

介護予防支援事業... 介護予防ケアプラン作成や相談が受けられるサービス  
☐ 介護予防支援事業

訪問系サービス... 自宅で受けられるサービス

☑ 介護予防訪問介護 ☐ 介護予防訪問入浴介護  
☑ 介護予防訪問看護 ☐ 介護予防訪問リハビリテーション  
☑ 介護予防居宅介護管理指導

通所系サービス... 施設に通って受けられるサービス

☑ 介護予防通所介護 ☐ 介護予防通所リハビリテーション  
☑ 介護予防認知症対応型通所介護

短期入所サービス(ショートステイ)... 一時的に施設に入所して受けられるサービス

☑ 介護予防短期入所生活介護 ☐ 介護予防短期入所療養介護

福祉用具... 福祉用具のレンタルまたは購入

☑ 介護予防福祉用具貸与 ☐ 特定介護予防福祉用具販売

小規模多機能型サービス

☑ 介護予防小規模多機能型居宅介護

総合事業サービス

訪問系サービス... 自宅で受けられるサービス

☑ 介護予防訪問介護相当(H30年3月迄) ☐ 市町村独自の介護予防訪問介護相当  
☑ 市町村独自(定率) ☐ 市町村独自(定額)

通所系サービス... 施設に通って受けられるサービス

☑ 介護予防通所介護相当(H30年3月迄) ☐ 市町村独自の介護予防通所介護相当  
☑ 市町村独自(定率) ☐ 市町村独自(定額)

その他生活系サービス... 配食や見守りに関わるサービス

☑ 配食サービス(定率) ☐ 配食サービス(定額)  
☑ 見守りサービス(定率) ☐ 見守りサービス(定額)  
☑ その他サービス(定率) ☐ その他サービス(定額)

介護ケアマネジメント

☑ 介護予防ケアマネジメント

選択

『要支援の方』を選択した場合は、「予防給付」「総合事業」の高サービスの選択が可能になるよう改修される予定です。

参考

事業所検索 ②

<その他の方を選択した場合>

要介護度を選択してください  要介護の方  要支援の方  その他の方

在宅/施設を選択してください  ご自宅で介護サービスを利用したい方  施設等で介護サービスを利用したい方

訪問系サービス... 自宅で受けられるサービス

☑ 介護予防訪問介護相当(H30年3月迄) ☐ 市町村独自の介護予防訪問介護相当  
☑ 市町村独自(定率) ☐ 市町村独自(定額)

通所系サービス... 施設に通って受けられるサービス

☑ 介護予防通所介護相当(H30年3月迄) ☐ 市町村独自の介護予防通所介護相当  
☑ 市町村独自(定率) ☐ 市町村独自(定額)

その他生活系サービス... 配食や見守りに関わるサービス

☑ 配食サービス(定率) ☐ 配食サービス(定額)  
☑ 見守りサービス(定率) ☐ 見守りサービス(定額)  
☑ その他サービス(定率) ☐ その他サービス(定額)

介護ケアマネジメント

☑ 介護予防ケアマネジメント

選択

『その他の方』を選択した場合は、「在宅/施設」の選択ができないよう改修される予定です。

『その他の方』を選択した場合は、「総合事業」のサービスのみ選択が可能になるよう改修される予定です。

川崎市の総合事業サービス事業所の検索は？

◆訪問型サービス

- ①介護予防訪問サービス(A2)⇒市町村独自の介護予防訪問介護相当
- ②スーパー基準緩和訪問サービス(A4)⇒市長村独自(定額)

◆通所型サービス

- ①介護予防通所サービス(A6)⇒市長村独自の介護予防通所介護相当
- ②介護予防短時間通所サービス(A7)⇒市長村独自(定率)
- ③スーパー基準緩和通所サービス(A8)⇒市長村独自(定額)

※ その他生活支援サービスは、総合事業開始時の川崎市では当分の間、実施しません。

※ チェックボックス記載項目の表記については、平成28年1月末時点での修正案に基づき記載しています。そのため、今後変更される場合があります。

事業所情報詳細画面表示 ①

介護情報サービスかながわ

事業所名または事業所番号から検索  
介護用語辞典から検索

介護事業所検索 例:かながわ 例:1401234567 検索  
介護用語検索 例:コミュニティケア 検索

さがす▼ しらべる▼ 学ぶはたらく▼ 事業者▼ 県/市町村▼

総合事業テスト事業所

訪問型サービス(A2:市町村独自現行相当)  
〒230-1111  
川崎市〇〇区△△町1-1-1  
TEL 044-1111-111  
FAX 044-1111-112  
空き情報 ○ 空きあり(2012/05/16 現在)  
介護保険事業所番号 141000000  
指定年月日 2006年04月01日  
最終更新日 2014年05月14日  
管理者 総合 花子  
窓口担当者  
法人名 総合事業テスト法人

併設サービス一覧

訪問介護	訪問看護
通所介護	居宅介護支援
訪問型サービス(A1:現行相当)	訪問型サービス(A2:市町村独自現行相当)
通所型サービス(A5:介護予防通所介護相当)	通所型サービス(A7:市町村相当/定率)

事業所概要 サービス内容 写真・動画 従業員情報 加算情報等 地図

事業所概要

営業日 月、火、水、木、金、土  
その他の年間休日  
営業時間(平日) 総合事業のサービス毎でタブ項目を変化させる  
営業時間(土曜) A1・A5(みなし)の場合・・・現行と同様  
営業時間備考 事業所概要 サービス内容 写真・動画 従業員情報 加算情報等 地図  
損害保険加入の有 生活保護指定の有 A2・A6・A9～AE・AFの場合・・・タブに「総合事業独自項目」を追加する  
法人名 事業所概要 サービス内容 写真・動画 従業員情報 加算情報等 地図 総合事業独自項目  
法人代表名 A3・A4・A7・A8の場合・・・タブに「加算情報等」を表示せず、「総合事業独自項目」を追加する  
法人住所 事業所概要 サービス内容 写真・動画 従業員情報 地図 総合事業独自項目  
法人電話

サービス内容  
対象地域 ○〇市、△△市、××村

このページのトップへ

事業所情報詳細画面表示 ②

介護情報サービスかながわ

事業所名または事業所番号から検索  
介護用語辞典から検索

介護事業所検索 例:かながわ 例:1401234567 検索  
介護用語検索 例:コミュニティケア 検索

さがす▼ しらべる▼ 学ぶはたらく▼ 事業者▼ 県/市町村▼

総合事業テスト事業所

訪問型サービス(A2:市町村独自現行相当)  
〒230-1111  
川崎市〇〇区△△町1-1-1  
TEL 044-1111-111  
FAX 044-1111-112  
空き情報 ○ 空きあり(2012/05/16 現在)  
介護保険事業所番号 141000000  
指定年月日 2006年04月01日  
最終更新日 2014年05月14日  
管理者 総合 花子  
窓口担当者  
法人名 総合事業テスト法人

併設サービス一覧

訪問介護	訪問看護
通所介護	居宅介護支援
訪問型サービス(A1:現行相当)	訪問型サービス(A2:市町村独自現行相当)
通所型サービス(A5:介護予防通所介護相当)	通所型サービス(A7:市町村相当/定率)

事業所概要 サービス内容 写真・動画 従業員情報 加算情報等 地図

事業所概要

現行相当型

営業日	月、火、水、木、金、土
その他の年間休日	12/29～1/3
営業時間(平日)	10:00～18:00
営業時間(土曜)	10:00～18:00

基準緩和型

営業日	月、火、水、木、金、土
その他の年間休日	12/29～1/3
営業時間(平日)	10:00～18:00
営業時間(土曜)	10:00～18:00
営業日	月、火、水、木、金、土
利用料金(平日・10:00～12:00)	1時間当たり5単位
利用料金(土曜・10:00～12:00)	1時間当たり6単位
利用料金(平日・12:00～17:00)	1時間当たり6単位
利用料金(土曜・12:00～17:00)	1時間当たり7単位
利用料金(平日、土曜・17:00～18:00)	1時間当たり8単位

2. リーフレット「新しく川崎市介護予防・日常生活支援総合事業が始まります！」

総合事業の利用の流れ

65歳以上のみなさんへ

いつまでも自分らしく暮らすために

新しく介護予防・日常生活支援総合事業が始まります！

**現在 校正作業中**  
総合事業リーフレット(案)  
【表面】

A3 2つ折り (仕上りA4サイズ)

掲載内容は未定稿のため、今後変更される予定です。

000-000-0000

受付時間 00:00~00:00 月~金曜日(祝日、12/29~1/3を除く)

川崎市介護予防・日常生活支援総合事業ナビダイヤル

川崎市 川崎市

介護予防ケアマネジメント事務の手引き 平成28年2月 総合事業説明会用資料一部抜粋

介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)の概要

平成28年4月から新たに川崎市訪問型サービスと通所型サービスが開始されます！

**現在 校正作業中**  
総合事業リーフレット(案)  
【中面見開き】

A3 2つ折り (仕上りA4サイズ)

掲載内容は未定稿のため、今後変更される予定です。

利用対象者

- 要介護1・2の方で、認定有効開始日が平成28年4月以降の方
- 総合事業対象者」の判定がされた方

サービス内容

訪問型サービス

これまでの介護予防訪問介護に代わるサービス！  
ホームヘルパーなどに自宅を訪問してもらい、身体・栄養・調理などの生活援助や食事・入浴・排泄などの身体介護を受けられます。

通所型サービス

これまでの介護予防通所介護に代わるサービス！  
介護施設などによって、食事・入浴・排泄などの生活援助やレクリエーションなどを日中受けられます。

介護予防ケアマネジメント

介護予防ケアマネジメント(介護予防ケアマネ)は、介護予防サービスを受ける方のために、介護予防サービスの内容や利用の仕方などを相談し、サービス受給者の状態を確認しながら、適切なサービスを受けるための支援を行います。

介護予防普及啓発事業

地域介護予防活動支援事業  
地域介護予防活動支援センター(地域介護予防活動支援センター)が主体となって行う介護予防活動の支援や、介護予防活動をサポートするセンターの設置などを行います。

介護予防普及啓発事業

川崎市には介護予防活動センターが複数あり、その中で「介護予防普及啓発センター」が、専門的な知識に基づいて、介護予防活動の支援や、介護予防活動の推進などを行います。

介護予防普及啓発事業

川崎市には介護予防活動センターが複数あり、その中で「介護予防普及啓発センター」が、専門的な知識に基づいて、介護予防活動の支援や、介護予防活動の推進などを行います。

介護予防普及啓発事業

川崎市には介護予防活動センターが複数あり、その中で「介護予防普及啓発センター」が、専門的な知識に基づいて、介護予防活動の支援や、介護予防活動の推進などを行います。

介護予防普及啓発事業

川崎市には介護予防活動センターが複数あり、その中で「介護予防普及啓発センター」が、専門的な知識に基づいて、介護予防活動の支援や、介護予防活動の推進などを行います。

介護予防ケアマネジメント事務の手引き 平成28年2月 総合事業説明会用資料一部抜粋

# 川崎市総合事業 事業者指定の手引き

川崎市地域包括ケア推進室・高齢者事業推進課

平成28年2月 総合事業説明会用資料

**一部抜粋**

## 目次

### 第0章 川崎市介護予防・日常生活支援総合事業について

- 1 人員、設備基準等 ..... 68
- 2 介護予防訪問サービスの毎月の報告について ..... 69
- 3 介護予防訪問サービスの簡易研修について ..... 69

### 第1章 指定について

- 1 指定の意義 ..... 71
- 2 指定の基準 ..... 71

### 第2章 指定申請について

- 1 指定の流れについて ..... 72
- 2 指定申請について ..... 73
- 3 審査手数料について ..... 74

### 第3章 平成28年4月以降の指定申請書類について

- 1 介護予防訪問サービスの指定申請に係る書類一覧 ..... 75
- 2 介護予防通所サービスの指定申請に係る必要書類一覧 ..... 75
- 3 介護予防短時間通所サービスの指定申請に係る必要書類一覧 ..... 76

### 第4章 平成27年3月末までに介護予防サービスの指定を受けている事業者の手続きについて

- 1 市内事業者 ..... 78
- 2 市外事業者 ..... 78

### 第5章 平成27年4月から平成28年3月までに介護予防サービスの指定を受けた事業者の手続きについて

- 1 市内事業者 ..... 79
- 2 市外事業者 ..... 80

### 第6章 その他の事項

- 1 指定の有効期限について ..... 81

## 川崎市総合事業 事業者指定の手引き

---

- 2 総合事業サービスの指定申請所管課..... 81
- 3 介護職員処遇改善加算について..... 82
- 4 川崎市総合事業指定事業者向けのお知らせ..... 82

## 第0章 総合事業について

---

### 第0章 川崎市介護予防・日常生活支援総合事業について

## 第0章 総合事業について

### 1) 人員、設備基準等

#### ○訪問型サービス

項目	現行相当・基準緩和サービス:A2 (介護予防訪問サービス)	スーパー基準緩和訪問サービス:A4
管理者	・常勤専従1名 ※支障がなければ兼務可能	今後、 提示し ます
訪問介護員	員数 常勤換算で2.5以上	
	資格 ①介護福祉士 ②初任者研修修了者 ③簡易研修修了者 等	
サービス提供責任者	員数 利用者の数が40又はその端数を増すごとに1以上 ※「生活援助特化型」のみの利用者は、利用者の数に含めない。 ※一定の要件(サービス提供責任者を3名以上配置等)を満たした事業所については、利用者の数が50又はその端数を増すごとに1以上の配置が可能。	
	資格 ①介護福祉士 ②実務者研修修了者 ③3年以上の経験を有する初任者研修修了者 等	
設備	①事業運営に必要な専用の区画 ②鍵付きの書庫・手指消毒その他必要な設備及び備品 ③相談スペース	
その他	①毎月の利用者の状態把握等⇒訪問介護員でも可能 訪問介護計画時のモニタリング⇒サービス提供責任者が実施 ②1日のサービス提供時間は最大60分。	

※下線は川崎市独自の基準になります。

#### 《ポイント》

- 総合事業実施に伴う介護予防訪問サービスのイメージ
- 介護予防訪問介護 介護予防訪問サービス
- 介護予防訪問介護Ⅰ⇒1週60分以下
- 介護予防訪問介護Ⅱ⇒1週60分超120分以下
- 介護予防訪問介護Ⅲ⇒1週120分超

※1日の提供時間が最大60分のため、1週60分超120分以下を算定する場合は最低でも週2日、1週120分超を算定する場合は最低でも週3日の訪問が必要。

## 第0章 総合事業について

#### ○通所型サービス

項目	現行相当サービス:A6 (介護予防通所サービス)	基準緩和サービス:A7 (介護予防短時間通所サービス)	スーパー基準緩和通所サービス:A8
管理者	現行の通所介護と同様	現行の通所介護と同様	今後、 提示し ます
生活相談員		不要	
看護職員		不要	
機能訓練指導員		不要	
介護職員		現行の通所介護と同様	
設備	①事業運営に必要な専用の区画 ②鍵付きの書庫・手指消毒その他必要な設備及び備品 ③相談スペース ④静養室 ⑤消火設備 ⑥食堂及び機能訓練室(定員×3㎡以上)	①事業運営に必要な専用の区画 ②鍵付きの書庫・手指消毒その他必要な設備及び備品 ③静養室 ④消火設備 ⑤食堂及び機能訓練室(定員×3㎡以上)	
その他	基本プログラムが3時間以上で原則送迎を伴う通所サービス	基本プログラムが1.5時間以上の通所サービス	

※基準緩和サービス(A7)は、川崎市独自のサービスになります。

#### 《ポイント》

- 現行相当サービス(介護予防通所サービス)について、サービス内容は現在と同様なことから、送迎については原則実施する。
- ※同一建物減算ケースや利用者の希望等により送迎が不要な場合を除く。
- 基本プログラムについて、通所介護同様3時間と設定。

## 第0章 総合事業について

### 2) 介護予防訪問サービスの毎月の報告について

- サービス提供責任者の業務負担の軽減や業務の効率化のために毎月の利用者の状態把握等について、訪問介護員でも可能とします。それに伴い、簡易な報告様式を参考でお示いたします。
- ※ただし、予防訪問介護計画が終了するまでに1回は行うモニタリングは従来通りサービス提供責任者が実施。

提供状況シート  
【 月分】

利用者名 \_\_\_\_\_  
事業者名 \_\_\_\_\_  
報告者名 \_\_\_\_\_

〈サービス利用状況〉

	サービス種類	単位数	利用日	備考
1週目		単位	日・月・火・水・木・金・土	
2週目		単位	日・月・火・水・木・金・土	
3週目		単位	日・月・火・水・木・金・土	
4週目		単位	日・月・火・水・木・金・土	
5週目		単位	日・月・火・水・木・金・土	

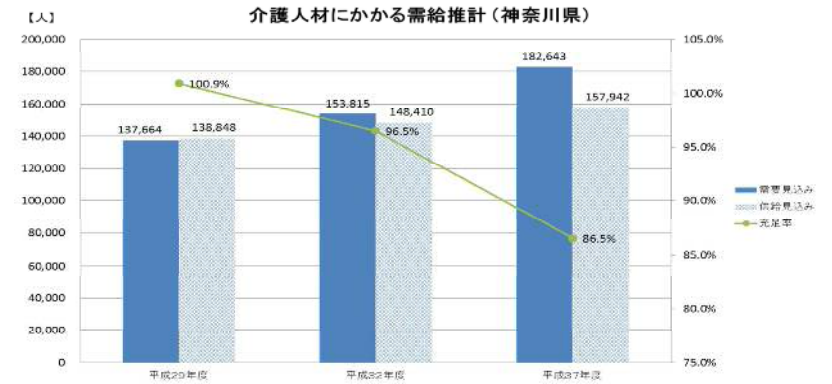
〈評価表〉

項目	評価基準		
身体状況	1. よくなった	2. 変化なし	3. 悪くなった
生活・家庭状況	1. よくなった	2. 変化なし	3. 悪くなった
サービス適正度	1. 適正	2. 要件等	3. 不適正
サービス担当者会議の必要性	1. 必要	2. 不要	
再アセスメントの必要性	1. 必要	2. 不要	
備考・連絡事項			

## 第0章 総合事業について

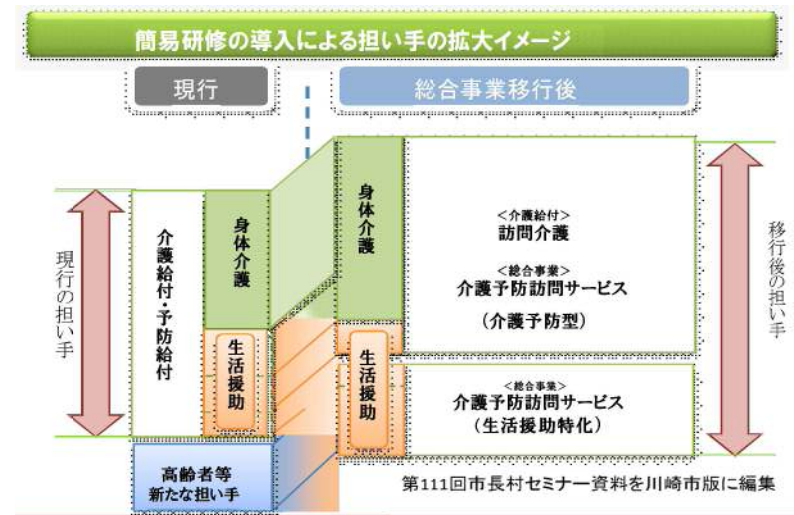
### 3) 介護予防訪問サービス生活援助特化型従事者研修について

- 将来的な介護人材の担い手不足の解消のため「川崎市介護予防訪問サービス（生活援助特化型）従事者研修」の研修制度を導入し、最低限度の知識等を習得し担い手となることで訪問系サービスの潜在的な人材の掘り起こしの一役を担い、介護人材のすそ野を広げ、限られた人材を有効活用できる仕組みを作っていきます。



出展：厚生労働省「2025年に向けた介護人材にかかる需給推計（確定値）」

#### ①担い手拡大イメージ



## 第0章 総合事業について

### 【事業者側のメリット】

- ・現在の訪問介護員に加えて簡易研修修了者も担い手の一役を担うことで、事業規模の拡大により事務コストの効率化。
- ・簡易研修修了者が軽度者に対する生活援助の担い手になることにより、今後増加する生活支援ニーズに対応し、さらに現行の訪問介護員がより専門性の高い支援に重点をおくことができる。

### ②カリキュラムについて

領域	項目	講義の内容	内容	履修時間数
講義	1	高齢者を支える保健福祉施策	介護保険制度の動向と、介護保険外のサービスについて	60分
	2	サービス提供の基本的視点	秘密保持と人権の尊重、基本的態度、自立に向けた支援	30分
	3	介護（ホームヘルプサービス）概論	生活援助の理解	20分
	4	認知症について	認知症への理解	60分
実技演習	5	利用者の理解とコミュニケーション	対人援助の技術と実技	90分
	6	介護技術入門	緊急時の対応方法	30分

※実際に介護予防訪問サービス（生活援助特化型）としてサービス提供する場合は、サービス事業所による生活援助同行訪問（最低2回）が必須。

### ③講師の要件

- ・訪問介護事業所の管理者(項目1・2のみ)
- ・介護支援専門員(項目1・4のみ)
- ・サービス提供責任者の経験を有する者
- ・訪問介護員で3年以上(540日以上)の経験を有する者
- ・認知症介護実践者研修修了者(項目4のみ)

### ④研修実施機関について

「市指定の研修機関」として、指定を受けた指定訪問介護事業所等が研修実施機関となります。

※指定機関として登録し、採用後の職員向けの研修として行うことを想定。

※指定申請書等は後日ホームページに掲載いたします。

## 第1章 指定について

## 第1章 指定について



## 第1章 指定について

### 1) 指定の意義

- ・ 介護保険法に基づき川崎市総合事業のサービス事業を行うには、サービス種類ごとに定められた事業運営の基準（指定基準）を満たすものとして川崎市長から指定を受けた事業所が提供できます。
- ・ 指定は、事業者からの申請に基づき、サービス提供の拠点となる事業所ごとに行います。
- ・ 指定にあたり以下の点等を審査します。
  - ①申請者が法人であること
  - ②川崎市で定める従業員の人員及び設備の基準を満たすこと
  - ③その他申請者及びその役員等が欠格事由に該当しないこと 等

#### ◆主な指定の欠格事由◆

- ・ 禁固刑以上の刑を受けて、その執行を終るまでの者
- ・ 介護保険法その他保健医療福祉に関する法律及び労働基準法等により罰金刑を受けて、その執行を終えるまでの者
- ・ 指定取消から5年を経過しない者
- ・ 社会保険各法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の定めるところにより納付義務を負う保険料等について、申請日の前日までに、滞納処分を受け、かつ、処分を受けた日から正当な理由なく3月以上の期間にわたり、処分を受けた日以降に納期限を到来した保険料等のすべてを引き続き滞納している者
- ・ 申請者と密接な関係を有する者（申請者の親会社等）が、指定を取り消されてから5年を経過していないとき
- ・ 5年以内に介護保険サービスに関し、不当若しくは不正な行為をした者

等

※他にも欠格事由がありますので、詳細は総合事業の指定等に関する要綱第5条第2項を参照してください。（要綱は後日ホームページに提示します。）



## 第1章 指定について

### 2) 指定の基準

#### ◆基準の性格

指定基準は、指定事業がその目的を達成するために必要な**最低限度の基準を定めた**ものであり、指定事業者はこれらを遵守し、常にその事業の運営の向上に努めなければなりません。

#### ◆法令遵守について

・介護保険制度は、高齢者の自立支援と尊厳の保持という基本理念のもと、自助・互助共助・公助により、介護を社会的に支える仕組みです。

- ・介護サービスに関する関係法令等（インターネット等で検索ができます。）
  - 介護保険法
  - 関連する法令、省令、通知文
  - 労働基準法
  - 労働安全衛生法
  - 健康保険法
  - 高齢者虐待防止法
  - 個人情報保護法
  - 建築基準法
  - 食品衛生法
  - 川崎市介護予防・日常生活支援総合事業指定に関する要綱
  - 川崎市介護予防・日常生活支援総合事業の基準に関する要綱
  - 川崎市介護予防・日常生活支援総合事業の基準に関する考え方 など

- ・ 指定の基準には、次の要件が定められています。

①基本方針	各サービス事業の目的など
②人員基準	従業員の資格・人員に関する基準
③設備基準	事業所に必要な設備についての基準
④運営基準	事業費の対象となる等サービス事業を実施する上で求められる運営上の基準

## 第2章 指定申請について

## 第2章 指定申請について

## 第2章 指定申請について

## 1) 指定の流れについて

○申請月の前々月の末日まで	
1 申請準備 申請書類の作成	<p>①指定事業者になるためには、申請者の要件（法人格の取得、定款等への位置付け等）のほか、サービスの種類ごとに市の要綱で定める人員や設備、運営に関する基準等を満たしていなければなりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定申請にあたって、事前に必要な手続きや人員の手配、設備面の整備、申請書類の作成等様々な準備があります。</li> <li>・申請書の作成は、記載例や留意事項等を参考に記載してください。</li> </ul> <p>※来庁での相談は受付けておりません。</p>
図面相談 (通所系サービスの みで必要な場合のみ)	<p>②図面相談は、事業開始月の2ヶ月前までにホームページ掲載の送信票と図面をFAX又は郵送してください。なお、送付された図面については收受した日を含め概ね15日以内に、市から確認結果をご連絡いたします。</p>
2 申請予約	<p>①申請の受付は、完全予約制です。事業開始予定月の2か月前から電話で受け付けます。予約受付期間及び申請受付日等は次ページのとおりですので、必ず期限内に申込みを行ってください。(厳守)</p>



○前月	
3 申請受付	<p>①申請書類の確認</p> <p>②人員基準・設備基準等の適合チェック</p> <p>申請時点で、建物・備品等使用可能な状態になっている必要があります。</p> <p>なお、書類の補正が必要な場合は、原則として、補正完了期限までに完了したもののみ受理します。補正に要する時間を考慮し、早めの来庁をお勧めします。</p> <p>③面積基準が定められているサービスについては、現地確認を実施します。</p>



## 第2章 指定申請について

○指定月	
4 指定	①毎月1回、1日付けで指定した指定通知書を事業所宛に送付いたします。 ※指定通知書は再発行いたしませんので、大切に保管してください。 ②指定の有効期間は最大6年間です。当該有効期間を更新するには、更新申請（指定と同じ流れ）が必要となります。
5 情報提供	①指定事業者名、事業所名、所在地、連絡先等を介護情報サービスかながわに掲載します。 ※総合事業サービス事業所は、公示は行いません。



○指定日以降	
6 実地指導	①サービスの質の確保、向上を図るため、事業所を訪問してヒアリングを行い、人員、設備、運営、報酬について指導します。

### 【指定予約受付期間及び申請受付期間】

平成28年4月1日指定スケジュール

サービス種別コード	予約受付期間 (厳守)	申請受付日 (厳守)	補正完了期 限 (厳守)	所管課
介護予防訪問サービス (A2) 介護予防通所サービス (A6)	2月16日～ 2月29日	3月1・2・3日	3月11日	高齢者事業推進課
介護予防短時間通所サービス (A7)	2月16日～ 2月29日	3月8・9日	3月15日	地域包括ケア推進室

※平成28年5月以降のスケジュールについては、別途ホームページにて掲載いたします。

※予約先は81ページのお問い合わせ先をご確認ください。

## 第2章 指定申請について

### 【指定申請書受付後の留意事項】

- 指定申請書受付後、指定月まで約1ヶ月ありますが、あくまで指定予定であり、指定されるまでの間は、利用者との契約はできませんのでご注意ください。また、パンフレット等に、既に介護事業所として指定を受けているかのような表現をしないよう注意してください。

## 2) 指定申請について

### ①指定申請にあたって

- 介護サービスを実施するために、人員及び設備の基準を満たしていることはもちろんのことですが、運営に関する基準に従って事業運営を実施できることが条件となります。
- 事業所の場所や建物について、建築基準法・消防法における関係部署と協議し、必要な手続等がある場合は、その手続が完了していることが必要です。完了していない場合は受理できないことがあります。必ず申請前に担当部署にご確認ください。(通所系サービスのみ)

### ②指定の要件

- 介護保険法上の指定事業者となるためには、事業所ごと、サービスの種類ごとに以下の要件を満たしている必要があります。

○申請者が法人であり、定款等で当該事業の実施の旨が明確であること。

定款への記載例)

訪問サービスを実施する場合⇒「介護保険法に基づく第1号訪問事業」

通所サービスを実施する場合⇒「介護保険法に基づく第1号通所事業」 等

- 定款及び登記事項証明書に記載がない場合は、原則として申請書類を受理できませんのでご注意ください。

○川崎市要綱の定める運営に関する基準に従って、適正な事業運営が実施できること。

○申請者やその役員等が、介護保険法及び要綱の欠格事由に該当しない者であること。

## 第2章 指定申請について

### 3) 審査手数料について

#### ①審査手数料の額

事業の種類	新規指定申請	指定更新申請
介護予防訪問サービス(A2)	10,000円	10,000円
介護予防通所サービス(A6)	15,000円	10,000円
介護予防短時間通所サービス(A7)		
スーパー基準緩和サービス(A4・A8) (訪問・通所)	0円	0円

#### ②納付方法

- 申請時に納付書をお渡ししますので、納付期限日までに銀行等で支払いをしてください。  
※市外事業者の場合、申請時ではなく指定通知書と併せて納付書を郵送いたします。
- この手数料は、申請の審査のための手数料であるため、審査の結果、新規指定、指定更新等ができない場合でも手数料は、返還しません。

#### ③手数料例

○訪問介護と一体的に行う場合の例	
	新規
訪問介護	20,000円
介護予防訪問介護(平成30年3月末までの指定)	10,000円
介護予防訪問サービス	<u>10,000円</u>
合計	40,000円

#### ④市外事業者について

- 市外事業者であっても、川崎市の指定を受ける場合は指定審査手数料がかかります。

## 第3章 平成28年4月以降の指定必要書類について

### 第3章 平成28年4月以降の指定申請書類について

## 第3章 平成28年4月以降の指定必要書類について

## 1) 現行相当・基準緩和サービス：A2

## 【介護予防訪問型サービス】(介護予防型・生活援助特化型)

○指定申請に係る必要書類一覧

No.	申請書及び添付書類	様式等
1	介護予防・日常生活支援総合事業（第1号サービス事業者）指定申請書	第1号様式
2	訪問型サービスの記入事項	付表1
3	申請者（開設者）の定款の写し及びその登記簿の謄本（登記事項証明書）の原本又は条例等	
4	法人役員名簿	
5	賃貸借契約書の写し又は建物の登記簿の謄本（登記事項証明書）の原本	
6	従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表	参考様式参照
7	資格証の写し・雇用契約書の写し	
8	管理者経歴書	参考様式参照
9	事業所の平面図	参考様式参照
10	事業所の写真	
11	運営規程（料金表含む）	
12	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	参考様式参照
13	当該申請に係る資産の状況	
14	損害保険証書等の写し	
15	法人代表者誓約書	参考様式参照
16	管理者誓約書（誓約書はこちらで用意します）	
17	第1号サービス事業支給費算定に係る体制等に関する届出書	第7号様式
18	第1号サービス事業支給費算定に係る体制等状況一覧表	参考様式参照
19	チェック表及び誓約書の添付書類【加算を算定する場合のみ】	
20	返信用封筒	

※介護予防訪問サービス追加の場合はNo.1.2.3.4.11.15.16.17.18.19.20をご提出ください。

※吸収合併（分割）による事業継承の場合はNo.1.2.3.4.6.7.13.15.17.18.19.20及び吸収合併（分割）契約書をご提出ください。

※再付番の場合（事業所番号のみ変更が必要な場合）は1.2.5.6.9.10.11.17.18.19.20をご提出ください。

※指定申請に係る必要書類を確認した上で、一覧表に掲載されていない書類を提出していただく場合があります

## 第3章 平成28年4月以降の指定必要書類について

## 2) 現行相当サービス：A6【介護予防通所サービス】

○指定申請に係る必要書類一覧

No.	申請書及び添付書類	様式等
1	介護予防・日常生活支援総合事業（第1号サービス事業者）指定申請書	第1号様式
2	通所型サービスの記入事項	付表2
3	申請者（開設者）の定款の写し及びその登記簿の謄本（登記事項証明書）の原本又は条例等	
4	法人役員名簿	
5	賃貸借契約書の写し又は建物の登記簿の謄本（登記事項証明書）の原本	
6	建築物などに係る関係法令確認書	
7	従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表	参考様式参照
8	資格証の写し・雇用契約書の写し	
9	管理者経歴書	参考様式参照
10	事業所の平面図	参考様式参照
11	事業所の写真	
12	運営規程（料金表含む）	
13	食費等実費を徴収する場合の積算根拠	
14	プログラム	
15	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	参考様式参照
16	当該申請に係る資産の状況	
17	損害保険証書等の写し	
18	法人代表者誓約書	参考様式参照
19	管理者誓約書（誓約書はこちらで用意します）	
20	車検証の写し、駐車場確保が分かる書類（賃貸借契約書等）	
21	第1号サービス事業支給費算定に係る体制等に関する届出書	第7号様式
22	第1号サービス事業支給費算定に係る体制等状況一覧表	参考様式参照
23	チェック表及び誓約書の添付書類【加算を算定する場合のみ】	
24	老人居宅生活支援事業開始届・老人デイサービスセンター設置届・収支予算書・事業計画書	様式参照
25	返信用封筒	

※介護予防通所サービス追加の場合はNo.1.2.3.4.12.18.19.21.22.23.25をご提出ください。

※吸収合併（分割）による事業継承の場合はNo.1.2.3.4.7.8.16.18.21.22.23.24.25及び吸収合併（分割）契約書をご提出ください。

### 第3章 平成28年4月以降の指定必要書類について

※再付番の場合(事業所番号のみ変更が必要な場合)はNo.1. 2. 5. 6. 7. 10. 11. 12. 21. 22. 23. 25 をご提出ください。

※指定申請に係る必要書類を確認した上で、一覧表に掲載されていない書類を提出していただく場合があります。

#### 3) 基準緩和サービス：A7【介護予防短時間通所サービス】

No.	申請書及び添付書類	様式等
1	介護予防・日常生活支援総合事業(第1号サービス事業者)指定申請書	第1号様式
2	通所型サービスの記入事項	付表2
3	申請者(開設者)の定款の写し及びその登記簿の謄本(登記事項証明書)の原本又は条列等	
4	法人役員名簿	
5	賃貸借契約書の写し又は建物の登記簿の謄本(登記事項証明書)の原本	
6	建築物などに係る関係法令確認書	
7	従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表	参考様式参照
8	資格証の写し・雇用契約書の写し	
9	管理者経歴書	参考様式参照
10	事業所の平面図	参考様式参照
11	事業所の写真	
12	運営規程(料金表含む)	
13	食費等実費を徴収する場合の積算根拠	
14	プログラム	
15	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	参考様式参照
16	当該申請に係る資産の状況	
17	損害保険証書等の写し	
18	法人代表者誓約書	参考様式参照
19	管理者誓約書(誓約書はこちらで用意します)	
20	第1号サービス事業支給費算定に係る体制等に関する届出書	第7号様式
21	第1号サービス事業支給費算定に係る体制等状況一覧表	参考様式参照
22	チェック表及び誓約書の添付書類【加算を算定する場合のみ】	
23	返信用封筒	

※吸収合併(分割)による事業継承の場合はNo.1. 2. 3. 4. 7. 16. 18. 20. 21. 22. 23 及び吸収合併(分割)契約書をご提出ください。

※再付番の場合(事業所番号のみ変更が必要な場合)はNo.1. 2. 5. 6. 7. 8. 10. 11. 12. 20. 21. 22. 23 をご提出ください。

### 第3章 平成28年4月以降の指定必要書類について

※指定申請に係る必要書類を確認した上で、一覧表に掲載されていない書類を提出していただく場合があります。



#### 書類作成時の留意事項について

- 必要書類を一覧表にて、確認してください。書類が整いましたら、一覧表の順番に並び替えて申請にお持ちください。
- チェックリストにて、書類が整っているか等自己点検をしてください。
- 記載例やチェックリストはホームページに掲載してありますので、ご確認ください。
- 書類は原則両面印刷をお願いします。

○同一敷地内で2サービス以上の事業を行う場合

- 事業所名称と事業所番号について  
「事業所名称」と指定の際に付番される「事業所番号」はリンクしています。

①サービスごとに異なる事業所名称をつけたい場合

〔例：訪問サービス・・・〇〇ヘルパーステーション〕  
〔通所サービス・・・〇〇デイサービスセンター〕

- 事業所番号は別々になります。
- 申請はそれぞれのサービスごとに行うことになります。  
(申請書、定款の写し、登記事項証明書の原本、図面、写真、決算書、保険証書の写し等もそれぞれ用意してください。)

②事業所番号を統一したい場合

- 事業所名称を統一してください。
- 申請は、1つにまとめてください。  
(申請書、定款の写し、登記事項証明書の原本、図面、写真、決算書、保険証書の写し等は、事業所共通書類として1部あれば、結構です。)

- 事業所番号は、介護報酬の請求を行う場合にも必要となります。請求事務のことも考えた上で、事業所番号を別にするか同じにするかを事業所で検討してください。
- 名称に特に決まりはありません。事業所でお考えください。

### 第3章 平成28年4月以降の指定必要書類について

---

- ・ ただし、既に使用されている名称は、利用者等に混乱が生じやすいので、避けてください（特に同一市区町村内にある場合）。
- ・ 既に名称が使用されているか否かは、介護情報サービスかながわ (<http://www.rakuraku.or.jp>) の「事業者情報」等で調べてください。

#### ○事務室の配置について

- ・ 事務室は共通で使用できますが、サービスごとに専用の事務スペースが必要です。机をサービスごとに明確に分けてください。図面に机のレイアウトを記載し、どの机がどのサービス用なのかが分かるように記載してください。

#### ○市ホームページ掲載場所

URL

[http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/23-1-11-3-2-9-0-0-0.html](http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/23-1-11-3-2-9-0-0-0-0.html)

【川崎市トップページ】⇒【総合事業】のキーワードで検索

### 第4章 平成27年3月末までに介護予防サービスの指定を受けている事業者の手続きについて

---

## 第4章 平成27年3月末までに介護 予防サービスの指定を受けている事業 者の手続きについて

## 第4章 平成27年3月末までに介護予防サービスの指定を受けている事業者の手続きについて

### 1) 市内事業者

平成27年4月1日に総合事業（介護予防訪問・通所サービスのみ）の指定を受けたものとみなされています。

※辞退届けを提出していない事業所のみ

介護予防訪問サービス（A2）・介護予防通所サービス（A6）のみの実施のみであれば、手続きは不要です。

### 2) 市外事業者

市外事業者については、みなし指定を受けている事業所であっても、届出が必要になります。みなし指定を受けている事業所の必要書類は以下の通りとなります。

No.	申請書及び添付書類	様式等
1	第1号サービス事業支給費算定に係る体制等に関する届出書	第7号様式
2	訪問型サービスの記入事項	訪問型付表1
	通所型サービスの記入事項	通所型付表2
3	予防訪問介護・予防通書介護の指定通知書の写	
4	第1号サービス事業支給費算定に係る体制等状況一覧表	参考様式参照
5	加算届管理票	
6	返信用封筒(長形3号封筒に82円切手を貼って、宛名明記の上同封)	

#### ○届出スケジュール

- ・ 介護サービスの加算と同様、前月15日（消印有効）までにご提出ください。
- ・ 有効期限は、みなし指定の効力と同様平成30年3月31日までとなります。それ以降サービスを実施する場合は、更新申請が必要となります。

例)

実施日	届出日
平成28年4月1日	平成28年3月15日（消印有効）
平成28年5月1日	平成28年4月15日（消印有効）
平成28年6月1日	平成28年5月15日（消印有効）

#### ○郵送先

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

高齢者事業推進課 事業者指定係 宛て

## 第5章 平成27年4月から平成28年3月までに介護予防サービスの指定を受けた事業者の手続きについて

## 第5章 平成27年4月から平成28年3月までに介護予防サービスの指定を受けた事業者の手続きについて



## 第5章 平成27年4月から平成28年3月までに介護予防サービスの指定を受けた事業者の手続きについて

- 平成27年4月以降に指定を受けた(事業所番号を取得した)事業所については、みなし指定の対象になっていません。原則的に、総合事業サービスを実施する場合には、川崎市の指定を受ける必要があります。

### 1) 市内事業者

- 市内事業者については、事務の簡素化を図ることから、**川崎市では**平成27年4月から平成28年3月31日までに指定を受けた事業者については、以下のとおり指定を受けたことと**みなす規定を設けます**。

○「介護予防訪問介護」の指定を受けた事業者  
⇒「介護予防訪問サービス(介護予防型・生活援助特化型)」(A2)

○「介護予防通所介護」の指定を受けた事業者  
⇒「介護予防通所サービス」(A6)

- 総合事業を実施しない場合(みなし指定を受けない場合)は、別段の申し出を平成28年2月29日(月)まで(必着)に郵送してください。

#### ※様式掲載場所

URL

[http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/23-1-11-3-2-9-0-0-0.html](http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/23-1-11-3-2-9-0-0-0-0.html)

【川崎市トップページ】⇒【総合事業】のキーワードで検索

## 第5章 平成27年4月から平成28年3月までに介護予防サービスの指定を受けた事業者の手続きについて

(参考様式)

総合事業に係るみなし指定を不要とする旨の申出書

平成 年 月 日

(宛先)  
川崎市長

開設者 所在地  
名称  
代表者職・氏名 印

次のとおり指定を不要とするので届け出ます。

事業所	介護保険事業者番号					
	名称					
	所在地					
	電話番号					
みなしを辞退するサービス	<table border="1"> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>介護予防訪問サービスに係る指定</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>介護予防通所サービスに係る指定</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/>	介護予防訪問サービスに係る指定	<input type="checkbox"/>	介護予防通所サービスに係る指定	※不要とする事業の口欄に×印を付けてください。
<input type="checkbox"/>	介護予防訪問サービスに係る指定					
<input type="checkbox"/>	介護予防通所サービスに係る指定					
現在契約している要支援者数	要支援1 人 要支援2 人					
現在契約している要支援者がいる場合にご記入ください。						
要支援認定更新後の対応方法						

担当者名 印

第5章 平成27年4月から平成28年3月までに介護予防サービスの指定を受けた事業者の手続きについて

2) 市外事業者

- 市外事業者については、指定の手続きが必要になります。

○必要書類

No.	申請書及び添付書類	様式等
1	介護予防・日常生活支援総合事業（第1号サービス事業者）指定申請書	第1号様式
2	訪問型サービスの記入事項	訪問型 付表1
	通所型サービスの記入事項	通所型 付表2
3	申請者（開設者）の定款の写し及びその登記簿の謄本（登記事項証明書）の原本又は条例等	
4	法人役員名簿	
5	運営規程（料金表含む）	
6	法人代表者誓約書	参考様式参照
7	管理者誓約書	参考様式参照
8	第1号サービス事業支給費算定に係る体制等に関する届出書	第7号様式
9	第1号サービス事業支給費算定に係る体制等状況一覧表	参考様式参照
10	チェック表及び誓約書の添付書類【加算を算定する場合のみ】	
11	指定通知書の写し	
12	返信用封筒（A4封筒に140円切手を貼って、宛名明記の上同封）	

○届出スケジュール

例)

実施日	届出日
平成28年4月1日	平成28年3月15日（消印有効）
平成28年5月1日	平成28年4月15日（消印有効）
平成28年6月1日	平成28年5月15日（消印有効）

○郵送先

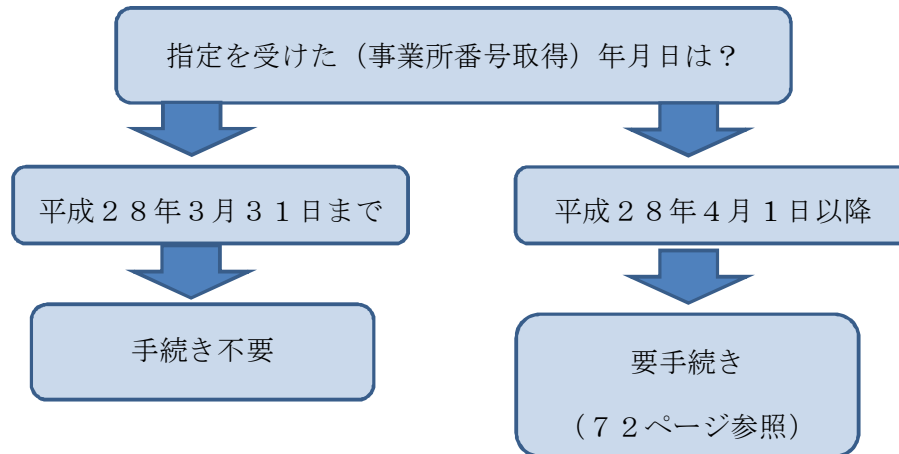
〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地  
高齢者事業推進課 事業者指定係 宛て

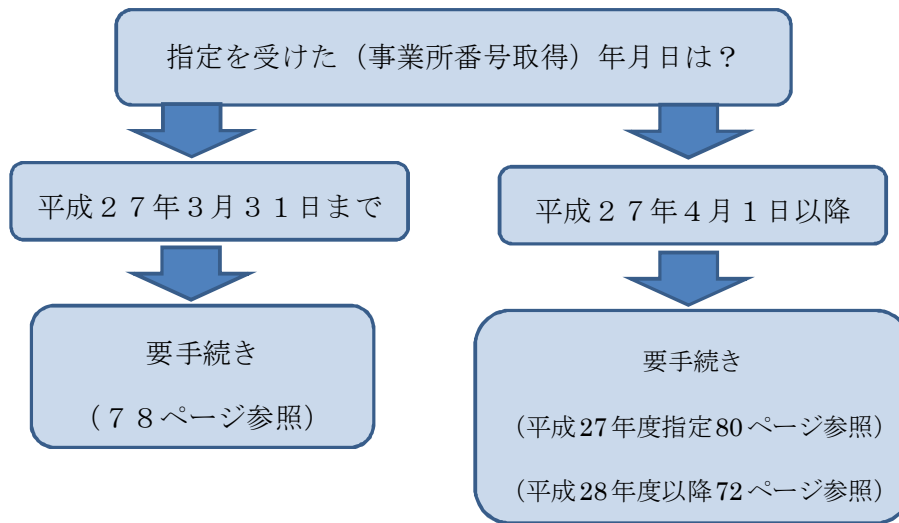
指定の手続きの有無について

○指定の手続きの有無について

【市内事業所】



【市外事業所】



## 第6章 その他の事項

## 第6章 その他の事項

## 第6章 その他の事項

### 1) 指定の有効期限について

・ 指定の有効期限について

①平成27年3月31日までに予防訪問介護・通所介護の指定を受けた事業者

平成27年4月1日に総合事業（現行相当サービス）の指定を受けたものとみなされています。指定の有効期間は平成30年3月31日までです。

②平成27年4月1日から平成28年3月31日までに介護予防訪問介護・通所介護の指定を受けた事業者

平成27年4月以降に指定された事業者についても、指定の有効期間は、平成30年3月31日とします。

③平成28年4月1日から新たに総合事業の指定を受ける事業者

指定の有効期間の満了日は6年間とします。

### 2) 総合事業サービスの指定申請所管課

サービス名称	所管課	電話番号
介護予防訪問サービス (A2)	高齢者事業推進課	044-200-2469
スーパー基準緩和訪問サービス (A4)	地域包括ケア推進室	044-200-3719
介護予防通所サービス (A6)	高齢者事業推進課	044-200-2469
介護予防短時間通所サービス (A7)	地域包括ケア推進室	044-200-3719
スーパー基準緩和通所サービス (A8)	地域包括ケア推進室	044-200-3719

受付時間：9：00～12：00 13：00～17：00（土日・祝日除く）

## 第6章 その他の事項

### 3) 介護職員処遇改善加算について

#### 【市内事業所】

市内事業所については、総合事業実施に伴い別途届出は不要です。  
現在使用している届出書で、サービス名の箇所に記載してご提出してください。

・総合事業実施に伴い記載が変わる書類は以下のとおりです。

別紙様式2（添付書類1）									
介護職員処遇改善計画書（事業所等一覧表）									
法人名		川崎市役所株式会社							
市町村名		川崎市							
介護保険事業所番号	事業所の名称		サービス名						
1	1475000001	川崎市訪問介護事業所	訪問介護						
2	1475000001	川崎市訪問介護事業所	介護予防訪問介護(介護予防訪問サービス)						

※別紙様式2のサービス名は、「見込み額算定シート」のサービス種類に自動的に反映されるようになっています。

#### 【市外事業所】

市外事業所については、指定等の届出と併せてご提出ください。  
届出書類は以下のとおりです。

- ①平成28年度介護職員処遇改善加算届出書
- ②介護職員処遇改善加算計画書
- ③加算届管理表
- ④加算届受理書（施設所在地の自治体から発行される加算届受理書）

※④については、受理書が届き次第速やかにご提出ください。

○届出書掲載場所

URL

[http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/23-1-11-3-2-5-0-0-0.html](http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/23-1-11-3-2-5-0-0-0-0.html)

【川崎市トップページ】⇒【介護職員処遇改善加算】のキーワードで検索

## 第6章 その他の事項

### 4) 川崎市総合事業指定事業者向けのお知らせ

平成28年4月1日から総合事業が実施されることに伴い、定款・契約書等についてお知らせいたします。

問1 総合事業開始に伴い定款変更について、「老人居宅介護等事業」「老人デイサービス事業」という老人福祉法の名称で規定している場合、定款の変更は必要か。

平成27年12月21日付で通知したとおり、老人福祉法の「老人居宅介護等事業」には「第1号訪問事業（現行相当のみ）」「老人デイサービス事業」には「第1号通所事業（現行相当のみ）」が含まれております。

本市のサービス類型の法的位置付けは、以下のとおりとなりますので位置付けられていない場合は手続きを速やかに行ってください。

サービス名称	介護保険法	老人福祉法
介護予防訪問サービス	第1号訪問事業	規定なし
スーパー基準緩和訪問サービス	第1号訪問事業	規定なし
介護予防通所サービス	第1号通所事業	老人デイサービス事業
介護予防短時間通所サービス	第1号通所事業	規定なし
スーパー基準緩和通所サービス	第1号通所事業	規定なし

例)

【介護予防訪問介護】⇒【介護予防訪問介護及び第1号訪問事業】

【介護予防通所介護】⇒【介護予防通所介護及び第1号通所事業】

等

問2 総合事業になり、運営規程や契約書、重要事項説明書を変更する必要があるか。必要な場合、どのような文言を使用するのが適切か。

運営規程・契約書・重要事項説明書については、提供するサービスが変わるため変更の必要があると考えます。

事業名称については、具体的な事業の内容が分かる名称を使用することが適切と考えます。

例)

【介護予防訪問介護】⇒【介護予防訪問介護及び介護予防訪問サービス】

【介護予防通所介護】⇒【介護予防通所介護及び介護予防通所サービス】

等

問3 運営規程は介護とは別に総合事業単独でつくるのか。

別々に作成しても、一体的に作成しても差し支えありません。また、総合事業の内容を入れるのみの変更であれば、変更届は不要です。

## 第6章 その他の事項

---

問4 介護予防訪問介護を利用している利用者が、総合事業サービスを利用する事になった場合、契約書は改めて取り交わす必要があるのか。

改めて取り交わすことが適当と考えます。

問5 総合事業になり、介護予防訪問介護計画書・介護予防通所介護計画書の作成方法、書式に変更はあるのか。

作成方法、書式に変更はありません。計画書の名称が、【介護予防訪問サービス計画書】【介護予防通所サービス計画書】に変わるのみです。現行の様式の名称のみ総合事業サービスに移行後修正してください。

問6 川崎市以外の被保険者の利用者がいた場合、指定等の手続きが必要か。

市外被保険者ケースでは、以下の2つのパターンが想定されます。

①川崎市の住所地特例対象者施設に入所しているケース

⇒川崎市の総合事業のため指定等の手続きは不要

②他都市に住民票があるが、川崎市の事業所を利用するケース

⇒他都市の総合事業となるため、他都市への指定手続きが必要

※②のパターンで、他都市がまだ総合事業に移行していない場合は、予防給付となりますので、手続きは不要です。

# 川崎市 介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)施行案

## 訪問型サービス施行案(案)

下線箇所が素案からの変更点になります。

サービス種別	現行相当サービス	基準緩和サービス	スーパー基準緩和サービス
サービス内容	現行サービス同様		生活支援
サービス提供者	訪問介護員	簡易研修修了者	資格要件なし
サービス対象者	○要支援者 ○事業対象者		
ケアマネジメント	介護予防ケアマネジメント費 (430単位)		初回のみ 介護予防ケアマネジメント費 (300単位)
想定実施主体	訪問介護事業者		家事代行業者や宅配業者、 介護事業者の自費サービス
介護報酬の考え方	現行の報酬1月あたり 1,168単位・2,335単位 ・3,704単位 ⇒1週当たりに換算した単価に	1週当たりの単価 (訪問サービスIの約70%) ⇒生活援助に限った単価な研修により、潜在的な相い手の参入を促進	原則広告・宣伝のみ

1単位11.12円

サービス種別	現行相当サービス	基準緩和サービス	スーパー基準緩和サービス
(1週当たりの基本報酬) 訪問サービス費	60分	233	163
	120分	466	326
	120分超※ ※要支援2のみ	741	519
初回加算(月1回)	200		
生活機能向上連携	100		
介護職員処遇改善	現行基準と概ね同様		
同一建物減算	訪問サービス費の100分の90		

## 通所型サービス施行案(案)

下線箇所が素案からの変更点になります。

サービス種別	現行相当サービス	基準緩和サービス	スーパー基準緩和サービス
サービス内容	生活機能向上のための機能訓練・ 運動・レクリエーション等を行う 3時間以上の支援	生活機能向上のための機能訓練・ 運動・レクリエーション等を行う 1.5時間以上の支援	各種活動内容による
サービス提供者	管理者・生活相談員・機能訓練 指導員・(看護職員)・介護 職員	管理者・介護職員	
サービス対象者	○要支援者 ○事業対象者		
ケアマネジメント	介護予防ケアマネジメント費 (430単位)		初回のみ 介護予防ケアマネジメント費 (300単位)
想定実施主体	通所介護事業者	○通所介護事業者 ○フィットネスクラブ・NPO法人等	フィットネスクラブ 趣味の教室 等
介護報酬の考え方	現行の報酬1月当たり ○要支援1:1,647単位 ○要支援2:3,377単位 ⇒1回当たりにした単価 (送迎・入浴を評価できる仕組みに)	現行相当サービスから時間等 により減額 ⇒提供者の人員基準を緩和し多様な提供 者の参入を可能に	原則広告・宣伝のみ

1単位10.72円

サービス種別	現行相当サービス	基準緩和サービス	スーパー基準緩和サービス
通所サービス費 (基本報酬)	要支援1・事業対象者 (月5回が上限)	185~329※	138~282※
	要支援2 (月10回が上限)	193~337※	144~288※
送迎加算	基本報酬で送迎ありなしの単価を設定※		
入浴介助加算	基本報酬で入浴ありなしの単価を設定※		
若年性認知症受入加算	48		48
生活機能向上グループ活動	20		20
運動器機能向上	45		45
栄養改善	30		30
口腔機能向上	30		30
選択的サービスI	96		96
選択的サービスII	140		140
事業所評価加算	24		
サービス提供体制強化加算	現行単価と概ね同様		
介護職員処遇改善加算	現行単価と概ね同様		

## 川崎市総合事業に関する情報や資料の検索方法

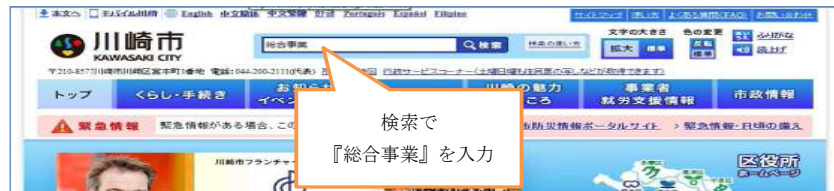
川崎市総合事業に関する情報、資料や単位数マスタ等は、川崎市のホームページにアップしていきます。

○川崎市総合事業ホームページアドレス

http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/23-1-11-3-2-9-0-0-0-0.html

### ▼検索方法

#### 1. 川崎市のホームページ



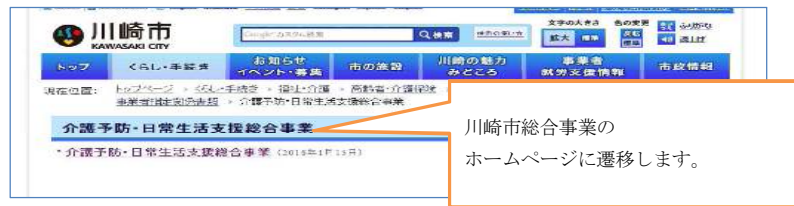
#### 2. 検索後の表示



川崎市介護予防・日常生活支援総合事業に関するリンク先が表示されます。ここでお探しの情報があれば、直接リンク先をクリックしてください。

(お探しの情報が無い場合)  
リンク先の下に記載されている説明の先頭に「トップ;くらし・手続き;・・・」のリンク先をクリックすると川崎市総合事業のトップページに遷移します。

#### 3. 川崎市総合事業のトップページ



## 川崎市総合事業 業務開始に向けた今後の予定

H28. 2. 12現在

※【HP】はホームページにアップ予定のもの

### ▼2月 第3週～第4週(予定)

(『事業者指定関係』様式)

○指定申請様式【HP】

※詳細は2月12日・15日説明会資料『川崎市総合事業 事業者指定の手引き』をご覧ください。

### ▼3月1日(火)～15日(予定)

(介護予防ケアマネジメント費請求関係)

『介護予防ケアマネジメント費請求ソフト』請求ファイル授受テスト(任意)

※詳細は2月15日(月)説明会(対象:地域包括支援センター)で説明します。

### ▼3月上旬

(『サービスコード』関係)

○川崎市サービスコード【確定版】【HP】

○川崎市サービスコード単位数マスタ(csvファイル)【HP】

※詳細は2月12日・15日説明会資料『川崎市総合事業請求事務について』をご覧ください。

### ▼3月上旬

川崎市版 総合事業リーフレット(利用者向け)完成【HP】

### ▼3月中

(『事業対象者』関係)

○基本チェックリスト(3枚複写式)

○介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書(『事業対象者』用)【HP】

○介護予防ケアマネジメント依頼終了届出書(『事業対象者』用)【HP】

(マニュアル関係)

○川崎市介護予防・日常生活支援総合事業『業務実施マニュアル』【HP】

○介護予防ケアマネジメント事務の手引き【HP】

○川崎市総合事業事業者指定の手引き【HP】

○川崎市総合事業請求事務の手引き【HP】





# 介護予防・日常生活支援総合事業に関する質問票

(宛先) 川崎市健康福祉局地域包括ケア推進室 [FAX 044(200)3926]

平成 年 月 日

送 信 元	介護保険事業所番号	
	介護保険事業所名	
	介護保険サービス種類	
	質問者氏名	
	電話番号	
	F A X 番号	

質問内容	<input type="checkbox"/> 訪問型サービス/ <input type="checkbox"/> 通所型サービス/ <input type="checkbox"/> 介護予防ケアマネジメント/ <input type="checkbox"/> その他

## ※ 注意

- 1 本F A X質問票のご質問の内容につきましては、基本的に個別回答は行いません。  
全事業所に周知が必要なものは、市ホームページや年度末の説明会等でお知らせする予定です。

川崎市管理番号 :